

石炭礦業報 告白

號四第·卷三第

行發日十二月四年三十和昭

社團法人
筑豐石炭鑛業會

昭和十三年四月十七日印刷納本
昭和十三年四月二十日

目次

（卷頭言）（須らく背後を衝くべし）	（一）	鳴 潤
産業の推進力と石炭礦業	（二）	堀 義臣
石炭礦業報國運動報告書	（三）	福岡礦山監督局
若松港渋滞問題に就て	（四）	才津原 積
第一回事務打合部會概要	（五）	
重役會並に理事會	（六）	
坑内衛生及負傷者救護に就て（下）	（七）	
國防の第一線石炭液化	（八）	
鐵鋼統制石炭山協議會	（九）	
石炭船運賃時	（十）	
時の言葉註解	（十一）	
運賃備船料抑制率發表其他	（十二）	
石炭の國家統制其他	（十三）	
石炭礦業權設立	（十四）	
互助會文藝	（十五）	
世界日誌	（十六）	
雜錄	（十七）	
彙報	（十八）	

四月號

石炭礦業互助會發行

京都帝國大學助教授理學士

上治寅次郎先生著

昭和十三年二月刊行

北松浦炭田地質説明書

袋入折疊炭田地質圖並炭層柱狀圖
炭層對比圖七種ヲ納ム

◆菊版函入
挿圖化石寫眞數種

◆分譲實費參圓
(送料十錢)

村々佐郡浦松北縣崎長
行發會業鑛部南松北
番五二二四三岡福替振

北松浦炭田は將來益々開發せらるべきものなるに拘らず、其の地質文獻稀有にして、採炭計畫樹立に不便渺からざるを遺憾とし、夙に本邦炭田地質の研究に蓄蓄を有する京都帝國大學助教授理學士上治寅次郎氏に囑し、氏の數年に亘る眞摯なる學的良心と鍛骨なる苦心との下に根本資料を探り、以て實地調査と學理研究とを併せて成就し、即ち茲に本書を得たり、是蓋し北松浦炭田寶庫開發の鍵たるや言を俟たず、敢へて坐右必須の書として汎く斯界業者に之を提供する所以なり。

京都帝國大學助教授理學士 上治寅次郎先生著

昭和十三年二月刊行

北松浦炭田地質說明書

袋入折疊炭田地質圖並炭層柱狀圖
炭層對比圖七種ヲ納ム

◎菊版函入
插圖化石寫眞數種
◎分譲實費參圓
(送料十錢)

長崎縣北松浦佐々村
振替福岡三岡四三番
北松部南礦業會發行

北松浦炭田は將來益々開發せらるべきものなるに拘らず、其の地質文献稀有にして、採炭計畫樹立に不便渺からざるを遺憾とし、夙に本邦炭田地質の研究に蘊蓄を有する京都帝國大學助教授理學士上治寅次郎氏に嘱し、氏の數年に亘る眞摯なる學的良心と鏘骨なる苦心との下に根本資料を探り、以て實地調査と學理研究とを併せて成就し、即ち茲に本書を得たり、是蓋し北松浦炭田寶庫開發の鍵たるや言を俟たず、敢へて坐右必須の書として汎く斯界業者に之を提供する所以なり。

石炭礦業互助會會則

第一章 總則

- 第一條 本會ハ石炭礦業互助會ト稱ス
第二條 本會ハ本會ノ目的ニ賛同スル石炭礦業者ヲ以テ組織ス
第三條 本會ハ會員相互ノ連絡ハ圖リ互助協調シテ石炭礦業ノ向上發展ヲ期スルヲ以テ目的トス
第四條 本會ハ本部ヲ福岡縣若松市ニ置キ、支部ヲ必要ノ地ニ設ク
ルコトアルベシ
- 第二章 事業
- 第五條 本會ハ其ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ナ行フ
一、調査機關ヲ設ケ石炭礦業ノ向上發展ニ關スル諸般ノ調査研究ヲスコト
二、石炭ノ需給ヲ調査シ其ノ調節ヲ圖ルコト
三、會報ヲ刊行スルコト
四、會員炭坑ノ燃災其ノ事故ニ對シ適當ノ救援又ハ調停ヲスコト
五、其他必要ト認ムル事業
- 第三章 會員
- 第六條 本會會員ハ名譽會員、正會員及准會員ノ三種トス
一、名譽會員ハ本會ノ目的ヲ翼賛スル名士ニシテ理事會ノ推薦ニヨリ正入會セシムモノニシ
二、正會員ハ石炭礦業ヲ經營スル個人又ハ法人ニシテ所定ノ會費ヲ納ムルモノトス
三、准會員ハ正會員ノ推荐ニヨリ入會セシムモノニシ
第七條 正會員ノ正入會ノ資格ハ正會員三回シ正入會ノ資格ノ正入會ノ年額送炭數量(毎年自四月一日至翌三月卅一日)ニヨリ第八條ノ規定ニ基キ自己經
- 第四章 理事會
- 第十五條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
副會長、監查役、評議員、二十名以内
第十六條 會長、副會長ハ總會ニ於テ正會員ヨリ之ヲ選舉スルモトシ、理事、監查役及評議員ハ正會員又ハ准會員中

但シ同點者三名以上アル場合ハ年長順ニヨリ順位ヲ定ム

第十七條 會長ハ本會ヲ代表シ會務ヲ統轄シ副會長、會長ヲ補佐シ會長事故アルトキ之レ代ル理事公會長ク指揮ヲ受ク

第十八條 但シ必要ノ場合ハ實費又ハ手當ヲ給スルコトヲ得

第十九條 役員ノ任期ハ左ノ通り定ム

監督役ハ本會ノ會計及會務ヲ監督スルモノトス

評議員ハ會長ノ許問ニ應スルモノトス

本會役員ハ名譽職ニシテ無報酬トス

第十八條 評議員ハ會長ノ許問ニ應スルモノトス

但シ必要ノ場合ハ實費又ハ手當ヲ給スルコトヲ得

第十九條 役員ノ任期ハ左ノ通り定ム

監督役ハ本會ノ會計及會務ヲ監督スルモノトス

評議員ハ會長ノ許問ニ應スルモノトス

但シ必要ノ場合ハ實費又ハ手當ヲ給スルコトヲ得



第五章 資產及會計

第十二條 本會ノ資產ハ其不金、會費及寄附金其ノ他ノ收入金ヲ

第十三條 以テ組織入ノ收入金ヲ以テ之レノ元ツ、本會ノ經費ハ其本金ノ利子、收入會費、寄附金其ノ他

第十四條 會費ハ其ノ年度ノ豫算、應シ總會ニ許リ必要ナル金額

第十五條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十日終ル

第十六條 本會ノ豫算ハ理事會ノ承認ヲ經、決算ハ總會ノ承認ヲ

得スルコトヲ要ス

須らく背後を衝くべし

今次の支那事變は、七月七日の蘆溝橋事件以來、昨年末首都南京陥落前後の約半歳に亘り、暴戾支那膺懲の聖戰は最も華々しく、從つて我が國民精神は最高調に達したるも、爾來長期戦に入るや、動もすれば、國民精神は延緩せむとする狀態にある。山來然し易く冷め易きは我が國民的一大欠陥にして、最も戒むべきである。

昔支那に於て燕の樂毅は、僅々六箇月にして齊の七十城を下したが、僅かに吾と即墨との二城だけが下らなかつた。而してこの二城が、やはては燕の大捷を水泡に歸せしむる禍因となつた歴史的事實を想起する時何故にぞ巡低徊するか、何故に右顧左眄するか、知らずして行はざるは愚、知りて行はざるは怯なりと謂ふべし。

凡そ戰争の目的は地を略し、城塞を陥れ、敵を驅逐するばかりではない、敵の急所を衝き、速かに敵の死命を制し、以て我が最終の目的を達成すべきである。

吾政權が南方に進ひつめられながら、今もなほ長期抗戰を續け、最後の勝利は吉に有りと豪語する所以は、其の背後に大いに賴るところあるが故である。彼等は、その傳統的外交政策たる遠交近攻策を以て、英蘇と結び、飽くまで長期抗日戰を續けむとするは火を見るよりも瞭である須らく遲凝逡巡するところなく、速かに其の背後を衝き、亞細亞より蘇聯の勢力を驅逐し、英國より印度を獨立せしめて、茲に日本を盟主とする亞細亞聯盟を結成し、敢然として大亞細亞主義を世界に宣言すべきである。

(鳴 潤)

第六章 會議

第廿七條 會計年度ノ終リニ於テ剩餘金アルトキハ之レハ基本金

第廿八條 本會ノ會議ハ左ノ五種レス

第廿九條 定時總會ハ毎四月中一回會長之ヲ召集シ決算ノ承認

ナ求メ會務報告ヲナシ重要ナル事項ナ決議スルモノトス

臨時總會ハ會長ニ於テ必要アリトキ之レナ召集ノ期日、總會半數以上ノ請求アリタル場合若クハ會員半數以上ノ請求アリタルト

第卅一條 會長ハ監查役ノ意見ヲ徵フル必要アリト認メタル場合ハ

理事會ハ會長、副會長及理事ヲ以テ組織シ會長ニ於テ必

要ト認メタル場合若クハ理事半數以上ノ請求アリタルト

キ之ヲ召集スルモノトス

會長ハ監查役ノ意見ヲ徵フル必要アリト認メタル場合ハ

其ノ出席ヲ求メルコトアルベシ

監督役ハ理事會ニ出席シテ意見ナ陳述スルコトヲ得其場

評議員ハ會長ノ召集スルモノトス

會員ハ監查役ノ意見ヲ徵フル必要アリト認メタル場合ハ

其ノ出席ヲ求メルコトアルベシ

監督役ハ理事會ニ出席シテ意見ナ陳述スルコトヲ得其場

評議員ハ會長ノ召集スルモノトス

但シ必要アリト認メタル場合ハ

總會ハ召集スルモノトス

第卅二條 會則ノ變更ハ總會ノ決議ヲ要スルモノトス

第卅三條 本會事務施行ノ爲メ必要ナル細則ハ別ニ之ヲ定ム

第卅四條 本會ニ規定ナキ事項ハ理事會ニ於テ適宜處理スルモノ

第卅五條 本則ハ昭和十一年四月二十三日總會ノ決議ヲ經タル

以テ即時實施スルモノナリ



言頭卷

須らく背後を衝くべし

今次の支那事變は、七月七日の蘆溝橋事件以來、昨年末首都南京陥落前後の約半歳に亘り、暴戾支那膺懲の聖戰は最も華々しく、從つて我が國民精神は最高調に達したるも、爾來長期戦に入るや、動もすれば、國民精神は退緩せむとする状態にある。由來熟し易く冷め易きは我が国民の大欠陥にして、最も戒むべきである。

昔支那に於て燕の樂毅は、僅々六箇月にして齊の七十城を下したが、僅かに莒と即墨との二城だけが下らなかつた。而してこの二城が、やはては燕の大捷を水泡に歸せしむる禍因となつた歴史的事實を想起する時何故に逡巡低徊するか、何故に右顧左眄するか、知らずして行はざるは愚、知りて行はざるは怯なりと謂ふべし。

凡そ戰爭の目的は地を略し、城塞を陥れ、敵を驅逐するばかりではない、敵の急所を衝き、速かに敵の死命を制し、以て我が最終の目的を達成すべきである。

蔣政權が南方に追ひつめられながら、今もなほ長期抗戦を續け、最後の勝利は吾に有りと豪語する所以は、其の背後に大いに頼るところあるが故である。彼等は、その傳統的外交政策たる遠交近攻政策を以て、英蘇と結び、飽くまで長期抗日戦を續けむとするは火を見るよりも眞である須らく遲滯逡巡するところなく、速かに其の背後を衝き、亞細亞より蘇聯の勢力を驅逐し、英國より印度を獨立せしめて、茲に日本を盟主とする亞細亞聯盟を結成し、敢然として大亞細亞主義を世界に宣言すべきである。

(鳴濤)

産業の推進力と石炭鑛業

福岡鑛山監督局長

堀 義 臣



文明は人を機械にするといふ言葉がある。一體文明とはどういふことを意味するかは難かしい問題だと思ふが、普通に、文明國とか文明が進んだとかいふ場合の「文明」とは、極めて卑近な意味に於ては、人間と機械との關係が密接になつて來たことを示して居るとも言へるだらう。即ち、「文明の進まぬ」時代に於ては人間が人力に頼つて行つて居た仕事を、機械と共にしても行ふ様になつたとを謂ふ。更に言を換へれば、人間が機械と同列に置かれ、或は又人間が機械に驅使されて居ることをも意味すると思ふ。

人間には精神力がある。然るに人間が單に機械と同一視される様になればこの精神力は無視される傾きがある。機械萬能主義は吾々の日常生活各種産業その他凡ゆる社會生活に於て「人間」の價値を缺からず低落させた様に見える。萬物の蠻長とか言つて威張つて居た人間も動物園の猿や狐と大差ないことになる譯で甚だ申譯ない次第だ。だが幸にも事實

はさうでない。人間たるものさう悲觀するには及ばない。

二

日本の軍隊の日清、日露兩戦役に於ける勇猛さにはこれまで日本人を馬鹿にして居た外國人が舌を捲いて驚いた。しかし近年に於ける各種兵器の進歩、例へば飛行機の發達、戰車の出現、潛水艦の進歩は各國の軍備を非常に優秀なものとした。然し財源に制限のある我國に於ては軍事當局が血肉を絞つての努力をしてもこれに對抗するだけの裝備を完ふすることは中々困難であつた、單に裝備の優秀性のみを以て戰争の勝敗を談ぜんとする者から見れば、日本の軍隊が果して往年の如き勗業を遂げ得るかどうかは大なる疑問でなければならなかつた。其處に勃發したのが支那事變だ、時としては支那軍隊にさへも劣る様な裝備を以て戰はねばならなかつた我が皇軍の苦心は察するに餘りがある、而もその結果はどうだ。我に何十倍する敵軍を蹴散らし北支に江南に赫々たる戰果を收めてゐるではないか。精銳を誇る蘇聯飛行機も、チエツコ機關銃も我軍の前には何等施す術もなかつた。戰争の勝敗を決するものは決して裝備ではなかつた。この裝備に活力を吹込む精神力なのだ。三千年の光輝ある歴史に育まれた日本魂がその本來の燐然たる輝きを發揮したのだ。

三

機械文明の最頂點にある國といへば先づ米國だらう。その米國のシカゴに世界一の屠殺場があつて其處では一方の入口から牛を追ひ込むと他方の出口から牛肉の罐詰が轉り出るといふ話を聞いてゐた。その途中の過程では、ヤンキリがバイクでも銜へながら、牛が徐々に罐詰に化けるのを眺めてゐる位に考へられる。しかし私は昨年その工場を视察して驚いた。成程入口では牛、出口では罐詰に間違ひないが、その途中では何千人の職工が汗だくなつて働いてゐる、そして牛肉罐詰製作過程の大部分は人間の熟練が必要とされてゐるのだ。牛の足に鎖を結ぶ者、腹を裁ち割く者、臓腑を取り出す者といふ様に、皆が神技ともいふべき熟練さと感嘆するに値する熱心さとを以て、その分擔する作業に傍目もふ

らすに從事することに依つてあの大工場が運轉せられてゐるのを見て、私は人間の尊さを沁々と感じたのであつた。

四

私は、産業界に於て、人間の尊さが決して減じて居らず、否、益々大きくなつて居ることは、この例でも判ると思ふ。石炭業でも同じことだ。近年石炭業の機械化が着々行はれて各種の機械が、坑内、坑外に於て用ひられて居る。しかし石炭業はその性質上、人間の働きに頼らねばならぬ部分が最も多いのである。而も私が此處に「人間」といふのは人間の肉体のみを指すのではない。精神力と肉體力を兼ね備へた人間をいふのである。人間の肉體力は勿論各人に依つて多少の差異がある、同時に又鍛練に依つて或る程度迄これを發達させることも可能であらう。しかし大局的に見れば五尺の肉體の力にはそんなに著るしい違ひがあらうとは思はれぬ。人毎に違ふのは精神力だ。而もこの精神力こそは各人の努力に依つて著るしく強化することが出来るのである。同じ作業に當つて居ても、或る人は能率が上り澤山の仕事が出来るのに或る人は事故ばかり起して一向成績が舉がらぬといふのは畢竟するところ精神力の緊張が足らないからだ。

五

最近各種工業就中軍需工業の殷盛に伴つてその原動力たるべき石炭の需要は増して來た。而も労働者の不足、各種材料の拂底の爲所要の石炭を掘り出すには相當の困難が加はつて居る。といつて石炭を出さずに置く譯には行かないものである我々は礦業報國運動を起し、石炭業に關係ある事業主、労働者に呼び掛けてその奮起を促し、銃後の産業人としてこの時局の打開に資せられんことを要望して居るのであるが、その趣旨は吾々が人間として持つて居る精神力を此際十二分に發揚することを要求するに他ならぬのである。事業主も、労働者も、お互が人間であることを、立派な精神力を有つ日本人であることを、常に想ひ出して貰ひたいものだ。さうすれば、勞資の協調、能率の増進、待遇の改善、事業經營の合理化など期して俟つべきものがあらうと思ふ。世の母には今でも人間を機械と同一視しようとする者があるのには閉口する。

労働者の數が二割足らぬなら二割、一割足らぬなら一割、労働時間を延長すれば萬事解決すると考へる人があるのである。數學の計算の様に工合良く片付くものなら天下は太平だらう。だが非常時の今日、こんな嗤ふべき謬見は早く改めて貰ひたいものだ。

礦業報國運動報告書

福岡礦山監督局

第一、事變下に具現された勞資協調の成果

支那事變の勃發はわが礦業界をしてその生産活動を阻害すべき幾多の困難に直面させたが、他面國防上の要求最も緊切なる重工業、化學工業の生産力は益々增强さるべき運命にあるが、しかしこれが根基をなすものは石炭の供給量である、茲に上述の困難に逢着しつゝも増産に一意邁進すべき要求に驅られてゐる譯である、就中全國石炭產出高の七割一分（昭和十一年）を占める諸炭田を管轄する福岡礦山監督局が右増産運動のリーダーシップを執るに至つたことも充分首肯出来るやう、即ちかかる業界の直面せる難局に際し、礦業報國精神を昂揚し、勤勞精神を作興し、生産管理の改善及び作業技術の向上を圖り併せて健全なる労働力の維持培養を策し、以て時艱を克服せんとする目的の下に同監督局では昨年十二月五日を期して礦業報國運動を提唱し、管内全石炭山の事業主及び從業員に對し勞資打つて一丸となつて礦業報國に邁進せんことを要望したのである、この全國に牴て提唱せられた礦業報國運動は緊迫せる内外の情勢の下に於て絶大の反響を喚起

し、管内石炭山の事業主及び従業員の全幅的賛同と獻身的努力により豫想を裏切らざる割期的成果を收めつゝあることは、その中間報告に徵して瞭然たるものがある。

然しながら同運動はその性質上十分の成果を收めるためには相當長期に亘り、實施せらるゝもので今後監督局が特に留意するところは同運動が獨り鑛夫の犠牲に於てのみならることなく、事業主に對しても同運動を機會として労働條件の改善、福利施設の整備等健全なる労働力の維持培養を計らしめると共に作業を技術的に再検討し、企業自體の徹底的建直しを企圖してゐる點にあり、これは又本運動の著しい特色でもある、今主要炭山六十につき調査したところにより鑛業報國運動實施情況乃至その成果の一端を検討して見やう。

第二、鑛業報國運動の目的達成のため實施した行事の種類及びその實施概況

福岡鑛山監督局の豫め指示した方針に基きその實施方法に就ては各炭山により多少その趣を異にしてゐる。

一、宣傳

鑛業報國運動の精神を昂揚し趣旨を徹底普及せしめ、之が實踐躬行を強調せんがため全炭山を通じて實施せられたる宣傳方法左の如し。

イ、『パンフレット』『リーフレット』『ビラ』の配付及び『ポスター』の掲示

ロ、三大スローガンの文字を配した報國塔、アーチ、立看板等の設置又は大旗幟の掲揚

ハ、其他電飾燈の建設、標語の掲示、腕章、パッチ、タオル(鑛業報國の文字及び日の丸の染抜きあるもの)其他の給與

二、従業員大會

各炭山別に盛大に開催し、銃後産業人の責務として鑛業報國運動の目的貫徹に邁進せんことを宣言決議し、併せて皇軍

將兵に對し感謝決議をなじた。

三、各種團體の活動

坑長各係員及び一般従業員は勿論各自治、保安會、青少年團、婦人會等益々團結を固め目的達成に努めた。

四、『ラヂオ放送』並に坑長の訓示

五、安全祈願及び武運長久祈願

六、強調週間

週間中の主要なるものを擧ぐれば

イ、講演會の開催、映畫、事變ニュースの實寫

ロ、表彰式

第三、鑛夫の勤怠、移動、出炭及び災害に及ぼした影響

本運動により調査炭山六〇の中坑内夫の稼働率上昇せるもの四一、反つて低下せるもの八、變化なきもの二、不詳のもの九にして全般的には良好の傾向を辿つてゐる、更に移動率の減少したるもの三一、變化なきもの四、増大したもの一一不詳のもの一四で調査炭山の五十一パーセントは減少を示してゐる、次に出炭量に及ぼした影響を検討するに昭和十二年十一月の二百十二萬一千二百九十八吨が十二月には二百二十三萬八千三百五十三吨に増加し、在籍人員の一人當出炭量よりするも一八、一吨より一八、七吨に増加せるに徵しても能率の向上を知りうる。

最後に災害に及ぼせる影響を見るに管内全炭山の災害率が最も高かるべき十二月に於て特に低下せることは鑛業報國運動實施の所産たることを物語つて餘りある、即ち十月二八パーセント十一月二五パーセント十一月二三、九パーセントの

数字を示してゐる。

第四、鑛業報國運動を通じ生産管理其他の改善に關し執りたる處置又は今後執らんとする措置の概要

一、生産管理の改善

一般職員の素質向上のため整理交迭を行ひ事務處理の刷新を斷行せるもの、作業の機械化、機械器具の整備、運搬系統の能率増進、或ひは就業時間の短縮及び交替制度の變更等労働組織の編成替による能率の増進を計る等注目すべきものがある。

二、労働條件の改善

鑛業報國運動を通じ直接賃銀の値上げをなしたもの十四炭山あり、方數賞與(五炭山)精勤賞與(三炭山)出炭賞與(九炭山)入坑賞與(七炭山)幽數賞與(四炭山)有付賞與(六炭山)等直接値上げによらず賞與制度の創設又は擴充により側面的に收得の増加を圖つたものもある。

三、福利施設の改善

イ、從業員住宅及び直轄合宿所の改造又は新築をなしたもの

ロ、浴場の増設又は淨化裝置を新設したもの

ハ、診斷所の開設、醫局の擴大又は醫師の増員をなし炭礦に於ける保健衛生施設の擴充を圖つたもの

ニ、鑛夫俱樂部、體育又は娛樂等文化施設を新設又は擴張したもの

ホ、從業員に日用必需品を安價に提供し生活費の低下を圖るため配給所の新設又は擴張をなしたもの

△、防火設備の強化

等々數へ挙ぐれば種々様々である、其他本運動の趣旨目的に鑑み短時日の内に所期の効果を具現することの困難なる點よりして寧ろ今後に於て更に一層の成果を期すべく各炭山に於て生産管理、労働條件及び福利施設の改善に進まんとするもののも多く、今日のこの中間報告以上のものが將來に於て結實するものと期待されてゐる。

若松港浚渫問題に就て

才 津 原 積

若松港は從來若松樂港會社によりて維持經營され、入港船舶より港錢を徵收してその收益を以て、石炭棧橋地先其他を浚渫してゐたが、樂港會社は昨年度を以てその權利を喪失し、本年度即ち去る四月一日より内務省直屬となり維持經營は縣營に移管されることになつた。從つて浚渫費の如きは當然縣費を以て負擔すべきである。

然るに内務省に於ては、内務省直屬となる以上は、從來の港錢徵收は絶体に撤廃すべしと嚴命したるを以て、縣當局は收入無きを理由として、浚渫費は受益者即ち荷主たる石炭業者及び船舶業者が負擔すべきであると言ひ出したので、茲に本問題は縣當局對業者間に於て、屢々折衝交渉せられたるも未だ解決せざるが、その交渉經過は左の如くである。

この問題は本年一月若松石炭商組合より柳川組合長、深田理事、中平評議員等が上京したる際に内務省港灣課長は、港錢徵收撤廃に伴ふ港内浚渫費は、當然縣費負擔たる旨言明したるを以て、業者間に於ては本問題は解決したものと思惟したるも、縣に於ては浚渫費を豫算にも計上せず受益者に負擔せしめる方針のようであつた。

荷主代表河港課長と會見

茲に於て荷主代表深田(炭商組合)、原田(筑豊礦業會)、四方田(昭和石炭)、鍋島(互助會)の四氏が去る三月十日出縣し、土木部長不在のため河港課長と見し。

在來の若松築港會社は本年度を以てその權利を失ふこととなり、その結果各石炭棧橋地先の浚渫は、表面上之れを内務省に移管せられることとなるも、手續其他實行上圓滑を欠ぐ悶あるを以て、吾々組合に右浚渫方御許可相成ると同時にその經費資源として、從來の港錢徵收權をも併せて許可されたし。

尙ほ右港錢徵收に關しては、經費資源として必要なは勿論なるも、他に之れに附隨して若松港積出石炭統計上必要にして、從來はこの統計が迅速且つ正確に近き統計を得たるも、今後これが撤回さるゝ事となれば之に代るべき機關なく統計作成上正確を期し難き状態なれば、國策上の見地よりも不便渺からざるものと思惟せらる。

と力説したるに對して、河港課長より左の如き答辯があつた。

港錢徵收許可の件は内務省所管港たるに鑑み一組合に之を許可する事は、本省に於ても恐らく之が許可には難色あるべく當方としても本件は不可能に屬するものと思ふ、又浚渫は内務省にて實際行ふ部分は戸畠寄りの方にて、若松側は或は本省にては當縣にて行へと云ふかも知れぬが、當方としても其の經費の出所なき故實行は不可能にて、貴組合等より右經費の寄附を俟つ以外致方なしと思ふ。

との答へなりしを以て、其後數回炭商組合に於て會合して善後策を講ずることとした。

荷主船主聯合協議會開催

茲に於て三月三十日若松商工會議所會議室に於て荷主船主聯合協議會を開き、炭商組合より深田、村上、山田の三氏、

柳木(礦業會)、横山(昭和石炭)、才津原(互助會)及び石炭荷主側代表、汽船側代表、帆船側代表、海員組合港灣研究會代表等三十餘名出席。種々意見の交換をなし慎重審議の結果、荷主側、汽船側、帆船側より各四名計十二名の委員を選任し之に礦業會、昭和石炭、互助會が加はり純理に則り縣當局に交渉することに決定し、左記の諸氏が委員に選任さる。

荷主側 渡邊(三井)、松本(三菱)、松原(山下礦業)、中平(中平商店)

汽船側 丸山(近海郵船)、吉田(山下汽船)、今富(大同海運)、土田(海員組合)

帆船側 児島、佐藤、小幡(以上帆船五親會)、關(若帆)

而して前記各委員は本月五日炭商組合に於て第一回委員會を開き、十一日出縣土木部長に會見することに決定した。

交渉委員土木部長と會見す

斯くて前記十二名の委員及び深田(炭商組合)、柳木(礦業會)、横山(昭和石炭)、才津原(互助會)の一行為十一日出縣土

肥土木部長と會見し、約一時間に亘つて意見の交換をしたが、土肥土木部長の見解は河港課長と大同小異にして左記の如くである。

自分は着任早々で前任者の時代のことは何も知らないが、若松港が縣營に移管された以上縣で浚渫せねばならんと思ふが、何分港錢又は之に類するものゝ徵收は不可能で收入が無いのであるから縣としては非常に困つてゐる。それに豫算もなく又都市計畫にしても産業道路の開設にても受益者の寄附でやつてゐるような状態である。

殊に本縣としては北部に莫大な縣費を支出してゐる關係上南部縣民の不満もあるので港内の浚渫費十二三万圓は、荷主船主等の受益者側で負擔して頂くよう今度は縣の方から諸君に陳情したいと思つてゐるが、いつまでも押問答してゐたのでは解決がつかないから、至急自分の手許で案を作成して其上でこの問題は解決したいと思つてゐる。

大体に於て右の如くであるが、この問題は縣としても若松市としても實に重大問題にして、少くとも昨年度中に於て縣當

局は固より縣會又は參事會あたりで論議さるべき筈であるにも拘らず、未だ一度も問題にならなかつたとのことである。又若松市當局並に市選出の縣會議員、市會議員等が本問題に對し無關心にして、吾々の運動に刺戟され狼狽して出縣した模様であるが、斯る重大問題は須らく事前に於て充分考究すべきであらう。

次に縣當局は直接に收入無きを理由としてゐるが、北九州に於ける重工業並に筑豐地方に於ける石炭鍛業等より直接間接の收入は實に莫大にして、我が福岡縣が東京、大阪、京都の三府を除けば、愛知、兵庫と共に西日本第一の雄縣であり產業縣たる所以である。

年間十二三万圓の浚渫費は若松市や業者にとつては大金であるが、三千萬圓に近い縣豫算額に比すれば實に些細なものである。豫算に計上してなければ、斯の如き國策遂行上必要なる經費は遠慮なく追加豫算に計上すべきである。又北九州に縣費を多く支出してゐるとのことなれども縣稅收入より見れば、北部と南部では天淵の差あり殆んど比較にならない。須らく縣當局者は右顧左眄するところなく、内務省の指示する如く、若松港浚渫費は縣費を以て全額負擔すべきである。



—(12)—

本會記事

重役會並に理事會

議案

三月廿九日午後一時より本社會議室に於て會社緊急理事會開會。武内專務、山本、木曾、西本、和才各理事出席左記

議案を審議す。

×

一、昭和十三年度省納炭契約に關する件

×

六、其他重要事項

×

四月十六日午後二時より本社會議室に於て會社重役會並に理事會及互助會理事會開會。野上社長、武内專務、久恒、山本、中島、三崎、田籠各重役、藤井、西本、山形、和才有吉各理事出席左記議案を審議す。

—(13)—

第一回事務打合部會概要

○今回打合セ事項

第一、貨車問題ニ關スル件

- (1) 每月ノ送炭豫想届出ノ件
- (2) 門鐵局及驛長ニ對スル事情ノ請願ニ關スル件
- (3) 貨車宛先ノ變更振替ノ件
- (4) 貯炭送炭ノ現況報告ニ關スル件
- (5) 増配車請願ノ件
- (6) 其他諸事項ニ就キ

第二、業務關係事項

- (1) 會社ノ使命ニ就キ
- (2) 市況ニ就キ
- (3) 當社業務事務整理ニ就キ
- (4) 會社トノ連絡ニ就キ

○議事概要

○今回携帶書類

一、來月ノ出炭豫想數量

一、本月十日現在貯炭數量

一、三月中ノ標準査定及補充廻數表（門鐵局ヨリ配布サレタルモノ）

一、其他鐵道ヘノ希望請願事項打合セノコト

○會社側出席者 安西、須藤

前記ノ事項打合セニ先立チテ會社側安西社員ヨリ本事務打合セ
部會ナルモノノ結成ノ必要性並ニ地方別ニ分類セシ次第ニ就キ
詳細説明ヲナシ協議ニ入り各部會ヨリ左記ノ通り種々ノ申出及
打合セアリタリ

安西社員ヨリ説明並ニ部會ヨリノ申出及打合セ概要左ノ如シ

安西社員ノ説明概要

地方部會開催ノ必要ナコトハ既ニ御手許ニ配布シタ書類ニ依ツテ
明瞭ナレバ省略致シマス

今日ノ社會情勢ト吾々中小炭坑ノ現狀ヲ併セテ検討スレバ現下非

常時ニ直面シテ國家總動員法案電力統制法案等々統制經濟主義デ

進ミツ、アリ、燃料國策ノ立場カラ石炭鑄業モ今議會デ屢々問題

ニナツテ居ル様ニ漸次統制ヲ強化サレツ、アル情勢デアリマス

今回ノ議題ニアル貨車問題ニシテモ大手筋ノ大炭坑ヨリモ互助會

系ノ中小炭坑ハ動モスレバ配車ノ工合ガ惡イノデ吾々ハ屢々門鐵

局ニ交渉シタガカラ勢ヒ大炭坑ニ配車スル様ニナルトノ事

多イガ大炭坑ハ正確ダカラ勢ヒ大炭坑ニ配車スル様ニナルトノ事

デシタ。之モ一理アルノデ今後ハオ互ヒノ連絡ヲ密接シテ正確

ナ出炭貯炭其ノ數量ヲ報告シテ頂キ、個々ノ力ヲハ弱イノデ互

助會所屬六十餘坑打ツテ一丸トナリ團結ノ力ヲ以テ善處シタ

思ヒマス。

此ノ問題ハ今後相當慎重ニ對策ヲ講ズル必要ガアル、國家總動

リタイト思ヒマス。

此ノ問題ハ今後相當慎重ニ對策ヲ講ズル必要ガアル、國家總動

此ノ件ニ就テハ先程申上ゲタ通り今後ハ一層門鐵當局ナリ、驛
長ナリト特ニ協調シテ出來ルダタ多ク炭坑側ノ希望ナ徹底サシ
テ貰ヒタイ、兎角鐵進當局ノ方々ハ互助會ノ炭坑ニ對スル認識
ガ少ナイノダカラ之ヲ徹底サセル爲ニハ相當ノ努力が必要ト思
ヒマス。ソレデモ尙受け入レテ貰ヘナイ時ハ互助會ノ方ヘ届ケ

第一、貨車問題ニ關スル件

(1) 每月ノ送炭豫想届出ノ件

送炭豫想ハ今迄ノ様ナ杜撰ナモノヤ掛引ノアルモノデナク實
際ニ則シタ正確ナモノヲ出シテ貢ヒタイ、互助會査定ノ案ハ
會員同志デ公平ニ協議作成シテ門鐵ニ提出スレバ濟ム様ニシ
ス。

タイト思フ

今後ハ此ノ席上デ直チニ來月ノ査定希望數量ヲ持寄リ審議シタ

イト思ヒマス。

(2) 門鐵局並ニ驛長ニ對スル事情ノ請願ニ關スル件

此ノ件ニ就テハ先程申上ゲタ通り今後ハ一層門鐵當局ナリ、驛

長ナリト特ニ協調シテ出來ルダタ多ク炭坑側ノ希望ナ徹底サシ
テ貰ヒタイ、兎角鐵進當局ノ方々ハ互助會ノ炭坑ニ對スル認識
ガ少ナイノダカラ之ヲ徹底サセル爲ニハ相當ノ努力が必要ト思
ヒマス。ソレデモ尙受け入レテ貰ヘナイ時ハ互助會ノ方ヘ届ケ

テ貰ヒ共同シテ交渉ニ當ルコトニシマセウ、今迄何度請願シテ

モ聞キ入レテ吳レヌカラ「モウクタビレタ」ト云フ事ナ應々聞

クガ之ハ個人ノ力ガ如何ニ弱イカト云フ事ナ如實ニ示スモノデ
今後ハ互助會デ統制シテ請願シタ事ハ必ス通スト云フ事ニシナ
ケレバナラメカラ更メテ今一層奮起シテ貰ヒタ。

(3) 貨車宛先ノ變更振替ノ件

此ノ件ニ就テモ未ダ何處デモ實行シテ貰ヘヌソウデスガ局ニ於
テハ最早許可ヲ下シテ居リ各驛長ニハ直チニ實行スル様通知ガ
シテアルノダカラドシ々々利用サレル様ニ互助會モ今後ハ此ノ
件ニ就テ材料ヲ各坑カラ戴キ何處迄モ力強ク幹旋シ實現ニ向ツ
テ猛進スル考ヘデアル。

(4) 貯炭送炭ノ現況報告ニ關スル件

此ノ貯炭送炭ノ報告ハ鐵道當局ニ對スル交渉ノ資料トナルモ
ノナレバ必ず明細ニ記入シ一々互助會ノ方へ提出スル様ニ、又
前申上ゲタ通り互助會ノ信用ニ掛カル問題ナレバ正確ニ掛引ナ
シノ實際ノモノヲ報告スル様重ネテ特ニ御願ヒ致シマス。

(5) 其ノ他ノ諸事項ニ就キ

之レニ就テハ今迄申述ベタ事ノ中ニ含マレテ居ル事ダカラ略シ
マス

第一、業務關係事項ニ就キ

(1) 會社ノ使命並ニ會社トノ連絡ノ件ニ就キ

會社ノ使命ニ就テハ先ニ申述ベタ事ニヨリ今後ハ數的(事務的)ナ事が如何

員ノ皆様ノ御後援ノ致ス所デアルカラ今後ハ何事ニ就テモ充分
會社ノ方ト連絡シテ大イニ督勵願ヒ、會社側が充分勵キ得ル様
御願ヒ致シマス。

(2) 當社ノ業務事務整理ニ就キ

之ハ先ニモ申述ベタ事ニヨリ今後ハ數的(事務的)ナ事が如何
ニ對外的交渉ニ當ツテ力ガアルカト云フ事が御解リニナツタコ
ト、恩フ、會社ヨリ皆様ニ要求シ御提出ナ御願ビスルモノハ皆
會社ノ事務整理ノ必要カラ出タモノニアリ、又統制上重要ナ役
割ナ持ツモノナレバ今後ハ正確ナモノナ出来ルグケ速カニ御提
出願ヒ會社ノ方ノ整理ナ助ケ對外的ナ交渉ニ際シテ力アル資料
トシタインデアリマス。

(3) 市況ニ就キ

此ノ市況ニ就テハ目下幹部ノ方々が上京中ノ爲今日具体的なコ
トナ申上グラレヌ事情ニアリマスカラ後日ニ讓ルコトニシテ唯

シテ一應商所カラ考ヘテ見ルニ來年度ノ需給關係ハ如何ニナツ
テ居ルカ、更メテ今更申上ゲル迄モナク吾々石炭礦業ニ從事シ

之ニヨツテ生活シテ居ル者ニトツテハ今後相當考ヘナホサナケ

レバナラヌコト思ヒマス。此ノ非常時局ヲ乘り切ル爲ニハ如
何ナル萬難ナ排シテモ國民ノ一員デアル各自ハ必要ナル需要ニ
應ジ以テ國家ナシテ泰山ノ安キニ置キ、始メテ石炭礦業ニ從事
スル者ノ義務ヲ完全ニ果シ得ルノデス。

然シ必要ナル需要ヲ充スニハ出炭ニモ或程度ノ無理ハ已ムヲ得
ヌ事トナリ從ツテ生産「コスト」モ現在以上ニ嵩ム事ハ明カナ
事デスカラ中小石炭礦業ニトツテ如何ナル結果ヲ招來スルカ、

其爲ニ目下上京中ノ幹部ノ方々が如何ニ困難ナル立場ニ置カレ

乍ラ吾々中小石炭礦業ノ爲尊然ト立ツテ惡戰苦闘ナサレテ居ラ

レルカ、又如斯諸般ノコトが今迄ノ様ニ容易ニ成シ遂ケ得ラレ
ナクナツタノデスカラ吾々從業員トシテモ幹部ノ意アル所ナ十
二分ニ酌ミ今後堅禪一番、日常ノ已ガ仕事ノ中ニ現在ノ石炭礦
業ハ非常時局下ニ重大ナル役割ナ以テ居ルト云フ觀念ナ折リ

○田川部會 三月十四日(月)後藤寺町早麻崎

藏氏方

眞岡炭坑	江副、南、津城	豐州炭坑	上田、大串
平床	運炭係員	位登	立石
上添田	缺	席	田中新庄
糸飛	運炭係員	新平和	山
高辻	久野	新田川	佐藤
辻本	久野	木原	成谷
	所	最	所

(以上十五氏)

○申出並ニ打合セ事項

一、今日迄ハ來月ノ査定ノ申込並ニ毎日ノ配車請求ナスルニ際シ

テハ掛値ヲシテヤツテ來タ様ダガ今後ハ掛引ヲセヌ方ガヨ
イト思ヒ互ニ今迄ノ様ナ事ヲヤツテ居テハ互ヒニ不都合ナ
事が發生スルハ勿論今日迄互助會ノ信用ヲ失墜セシメタ原
因ニアツタノデアル、今後ハ互ヒニ眞實ヲ持合フ事ニシヤ
ウ

一、貸車當先ノ變更振替が出來ル様ニナツテ居ルソウダガ未ダ
一度モ驛ノ方カラ實行シテ貰ツタ事ガナイ、我々ハ互ヒニ

申込ム事ニタビレテシマツタ形ダ

一、沿線送リ(例ヘバ字ノ島送リ)ナト號車デナク炭車ヲ使用サ

シテ貰ヒタイ、現在ハセム車ノ使用禁止ノ爲送炭が出來ナ
イ結果ニナツテ居ル。セム車ノ廻ラヌ以上ニ他ノ車モ取レ
ヌ現狀ダカラ免角横開キ車(ト號車)ノ配車ニハ誰モが苦

シシテ居ル事ダラカ

一、夏吉驛ノホーム線延長並ニ渡リ線ヲ作ツテ貰ヒタイ

一、池尻四番線ノ延長並ニ本線ヲ使用シテ入替ルコトナク三番
線ト四番線トニ渡リ線ヲ作ツテ貰ヒタイ

一、田中新庄並ニ辻本、古館ノ獨立査定ヲ希望ス

一、當局が尙一層炭坑ノ實情ニ接シテ實情ニ適スル査定ナリ、
配車ナリヲシテ貰ヒタイ、例ヘバ一時送炭減トナツテ居タ

處ニテ舊ニ復シタ場合又ハ新坑ニテ急ニ送炭増ヲ要スル場
合ハ其レニ應ジテ相當ノ事ヲシテ貰ヒタイ、サモナケレバ
豊州炭坑ノ如キハ來月ヨリハ鐵道ヘハ送炭出來ナクナル
一、上豐州坑ハ今迄木原ノ同一査定中ナリシガ今回出炭
爲獨立査定サレタシ、同時ニ木原坑ハ斤先坑が出炭
得ル爲木原坑ノ査定ハ今迄通リ與ヘラレタシ。

○上嘉穂部會

三月十五日(火)猪ノ鼻坑坑クラブ

昭嘉炭坑

中尾、近田

日吉

江島

漆生

寺尾、久恒

猪ノ鼻

立花、尼ヶ崎

大和

濱田、岩下

山田

福田、松尾

三上(大定)

矢上、有江

木城

武田、篠塚

上山、笠尾、高倉、糸井

吉良

(以上十六氏)

○申出並ニ打合セシ事項

一、鐵道關係當局ノ炭坑ニ對スル個々ノ認識が足リナクハナイガ
増出炭ニ對スル輸送關係が出來テナシ、上山田線ハ他ノ線ニ
對シテ列車系統が確カニ惡イ、コンハ上嘉穂一帶ノ痛切ナル

炭ナレバ本土送リデモ何デモ横開キハ吳レルガ鐵道ハ之ニ對
シテ如何ニ考ヘ居ルヤ、今後之ニ如何ナル對策ヲ講シテ居ル
ルガ今後モ同ジカ

一、貨車作成ニ關スル件ダガ新形ノ不便ヲ大イニ業者ハ感シテ居
ルガ今後モ同ジカ
一、貨車不足ニ對應スルタメ新車ヲ造ル事ハ勿論ダガ配車スル場
合大炭坑ト中小炭坑トノ積込能力トヲ考慮シテ少々炭車ヲ遊
シテ置ク位造ツテハトウカ、沿線ヲ見ルト有蓋貨車ノ大分遊
ンデ居ルデハナイカ

一、貨車ニシロ、荷卸作業所ニシロ皆鐵道ノ所有物デアツテ然モ
何年モ昔ノ狀態ノ儘打捨テ置クト云フ事ハ餘リニ怠慢ダ、筑
豊ニ出炭が増シタトハ申シ乍ラ作業ノ叫ビハ何モ今日ニ始ツ
タモノデハナイ。

ト思フ

一、門鐵局ハ須ラク驛長ニ融通性ナ與ヘ驛長ノ自由裁量ニテ、驛

内ノ貨車ノヤリ繕リ出來ルヨウ希望ス

一、今滿船スルモノニ對スル振替ダガ其ノ日ノ査定ニ一、二台追
加出來レバ滿船出帆出來ル場合ハ船ノ不足ナ今日此頃ヲ特ニ
考慮シテ他ヘノ振當ノモノヲ適宜ニ振替出來ルコトニナツテ
居ルガ未ダ實行サレテナイ

之ニ對シテハ驛長ハ勿論局自身モ善處シテ頂キタイ又、同一

炭坑内ノ内輪デノ振替ヤ變更ハ問題ナイト思フ

ヲ充分ニシテ頂キタイ

○飯塚部會

○三月十六日(水)飯塚商工會議所

幸袋炭坑 田中 加茂目尾 加茂
佐與 谷口 市丸 鎮西 缺席

筑前 岩山 新山野 柴田、森
第一山野 川原 (以上十氏)

○申出並ニ打合セシ事項

一、一ツノ驛ニ入ッタ貨車ニ對シテハ其ノ驛内デノ融通位ハサシ

テ貢ヒタイ、相互ニ炭坑間ニ了解サエアレバ問題ノ起ルコト

モナシ、又炭車デハ各荷卸場(若松トカ戸畠トカ)ノ其ノ日

ノ能力ハ知リ得ナイガ入ッタ貨車ニ對シテハ當然其レダケノ

能力ガアルノダカラ其限度内ナレバ融通サシ貢ヒタイ

一、實績ニ依ツテ査定サレテ居ル様ダガ之デハ査定ガ増ス事が出

來ナイ、例ヘバ若松ノ如キハ常ニ制限シテ完全ニ送レナイ狀

態ダカラ若松送リ査定ハ永久ニ増ス事が出來ヌ

一、當先ノ變更ハ請求ノトキニ申込ンデ居テ其後ニ變ツタ場合モ

適宜ニ變更シテ貢ヒタイ

一、變更ノ出來ナイノハ或炭坑が必要以外ニ請求スルカラデアロ

ウカラ今後ハ實際ニ掛引ナク請求スルカラ變更が出來ヌ事ハ

アルマイ

一、又變更スルニ付テハ驛長ガ恩着セガマシイ態度ヲ取ルガ客本

位ニスペキデアラウト思フ

ナラヌ

○遠賀部會

三月十七日(木)中間町田代旅館

高松	一、二坑	福田	岩崎	平位	中津
大隈炭坑		木戸	野中	畠江	平島
末吉		松野	川崎	新木屋瀬	安武
高江		久保田		新高江	西
山浦		香原	新手	河原	林
埴生		持尾	新山部	缺席	

(以上十七氏)

一、貯炭高ニ付テハ大手筋對互助會ノ「パーセンデード」ヲ考ヘ

テ貢ヒタイ、貯炭ノ「パーセスデード」ヲ互助會内テ四マシ

タリ凸シタリシテ居テモ誠ニ愚策ナ事ダト思フ

一、送炭ニ就テモ粗悪炭が問題ニナル様ダガ各炭坑ノ炭種ニ付キ

認識ノ足リヌ事ハナイカ、要スルニ鐵道ノ炭坑ニ對スル認識

ガ足リヌコトニナル。

一、戸畠送リ丈ハ査定ヲ決メル事ハ誤リデハナイカ、汽船ガアツ
テノ送炭ダカラ戸畠ニ對シテダケハ少クトモ無査定ト云フ事
ガ本當ト思フ。

一、或驛ノ如キハ炭坑ヨリノ由出丈ニテハ發送ヲ許サズ石炭商ヨ
リノ申込ガナケレバ配車セメント云フ事モアルガ如何

一、山野驛ノ木一ム線延長ハ此ノ驛附近全体ノ炭坑ノ叫ビデアル
至急ニ實現願ヒタイ、又山野驛線ノ列車引出シヲ一日三回ニ
シテ貢ヒタイ

一、伊岐須驛ノ件ハ炭坑ヨリモ至急何等カノ對策ヲ御願ヒスル
ラレテ居ルノデハナイカ

一、目尾驛ニ横車ノ入ラヌノハ新多驛、小竹驛ガ便利ナ爲之ニ取
リニシテ電報ノ取扱モサヘシテ吳レナイ狀態ダカラ今後ハ御
注意願ヒタシ

一、無蓋車ハ香月線ニハ入ラナイ毎日相當ニ請求シテ居ルニ對シ
月ニ二車モ入レバ良イ方ダ

一、每旬各坑ノ査定ト實績ノ「パーセント」ヲ發表シテ貢ヒタイ
一、石炭車ガ多ク貢ヘナイ爲ニ止ムナク政策的ニ無蓋車ヲ作ツテ
居ル所ハ(坑木車ヲ集メル等)大キナ犠牲ヲ拂ツテヤツテ居ル
ノダカラ其處ヲ考ヘテ貢ツテ石炭車ノ査定ニ振替ヘテ貢ヒタ

一、貯炭ヲ一掃スルニ就テハ炭坑ハ犠牲ヲ拂ツテ居ルノダカラ鐵

道モ犠牲ヲ拂フノガ當然ダ、炭坑ハ貯炭ニ喰ハレテ仕舞フ状

態ダ、要ハ配車ヲ増ス事ダ

一、木屋ノ瀬線ノ折返シ輸送ヲ早ク許可シテ貢ヒタイ

一、香月線ノ指定輸送ヲ多クシテ貢ヒタイ

○西川部會

○三月十八日(金)○賀川驛前大成旅館

海老津炭坑 天羽、木原 別府 原田、松尾

一、當先振替ニ就テハ香月方面ニチハ未ダ實行シテ貢ヘナイ、又

タト思フ

○申出並ニ打合セシ事項

一、局ト驛トノ連絡ノ敏捷ヲ缺イテ居ル様ダ、局デキマツタ事ガ

驛ニハ四、五日シテモ通知ガナイ場合ガアル

一、査定ノ申込が今迄ハ各自餘リ掛引シスキルカラ確實ナ大手筋

ニ貨車ヲトラレル事ニナリ貯炭ノ不均衡ヲ生ズル原因トナツ

タト思フ

西川一坑 進野、丸井 西川二坑 米倉、原本
新日尾』 菊池、須藤 吉田』
神田』 岩野、友井 白山』 植木
森 中』 榎本 江藤』 缺席

○申出並ニ打合セシ事項

一、炭坑ヨリノ設備請願事項ニ對シテ鐵道ハドウ云フワケデ延引

セネバナラヌカ、西川二坑ノ如キ微粉炭ヲ雨ニ流サメ爲ノ屋

根及板敷ノ許可請願モ早ヤ二ヶ年ニナルガ未ダ許可ガ下ラナ

イ、互助會デ話ヲツクテ頂キタイ、並ニボケツト工事ニ關ス

ル件モ同様ニ

一、刈田工場東ニ旭ガラスニ對シテ指定輸送ヲシテ貰ヒタイ、横

開キ車ハ免角入ラナイ

一、本線ノ「ダイヤ」ハ變ツタガ室木線ハ變ラレインダカラ不都合

チ來タス、又戸畠汽船積ハ午後六時ニ入ツタノデ間ニ合ハズ

午後四時迄ニ配車シテ貰ヘヌカ

一、セム車ノ沿線送リナサシテ頂キタイ

一、振替ノ實行ハ未ダ出來テ居ラス、發送止ノ際外ノ商店ニモ送

ラシテ貰ヘナ計リカ積込ンダ貨車ヲ一步モ動カシテ貰ヘナ

以上ガ第一回事務打合地方部會ノ經過概要デアル。

坑内衛生及負傷者救護に就て（下）

四、力業の過激と作業時

体位の不良

力業の過激なこと、作業時に身体の位置の不自由なことは、健康上注意を要することで体位の不自由な作業場の暗い事と相俟つて、石炭坑夫の眼球振盪症を起す原因となる故、可なり切端は大きい事を必要とする。然し力業の過激は優良な体格を持つ者にとって余り心配する必要はないが睡眠不足や宿醉の時過勞に隔る惧がある。然し一般的には寧ろ作業時に緊張を欠ぐことが有害である。殊に中食後其他坑内で晝寝する者を見かけるがこの様な事は最も健康を害し、諸病を起す原因である。

参考

五、坑内の不潔

坑内は暗いのが原則である、暗い事は如何なる場合も不潔に流れ易く、不潔は健康の大敵である、坑道や切端の不潔は皮膚病や十二脂腸虫病の原因となり、地方によつてはワイル氏病を傳播する。坑内を不潔にする第一のものは坑道糞であるが、その他馬糞、坑内鼠、油虫、螢、坑木の腐敗等も考慮せねばならぬ。然し傳染の危険を起すものは主として人間の糞尿だ。少くとも坑内糞だけは絶対になくせねばならぬ、腸チフス及ワイル氏の患者若しくは保菌者の小便（尿）の中にはこれ等病原菌が排出されるけれど、普通健康なれば、不潔物として有害である外、病氣を傳播す

ることはない。然るに大便(糞)の中には色々の微生物や十二脂腸虫を傳播せしめる卵などを持つてゐる。我國では十二脂腸虫病は礦夫の間に廣く傳播してゐる爲、礦山特有の病氣と言はれないけれども、九州地方の炭坑で調べられた所によれば、坑内従業者と坑外従業者と比較すると、この病氣に罹つてゐる人の割合が坑内従業者に非常に多數である。

その理由は坑内脱糞が病氣を感染せしめるのである。然るに時々我が聞く所によると坑夫諸君が朝寝する爲か坑内に操り込んでから大便をする。殊に寒い時は坑外でやるよりも暖い坑内の方が工合がよい等と言ふ無精なども妙くないらしい。尤も坑外の共同便所が相當壊れてゐて不完全なものも妙くないが、之は事務所でよく修繕して常に使用に堪へる様設備してもらはねばならぬ。いづれにせよ人間は一日一度脱糞すれば二度は滅多に用事のないことだから、坑内に操込む前に是非共大便をすまさねばならぬ。坑内で本却や片磐坑道の本道に之を見かける事は稀だけれど、舊坑や目貫の處々に澤山に糞の山があつて迂闊に歩くと踏みつけられる。現物を踏みつけないまでも病原が坑内に廣がつてゐる。

ら、少しの水でもそれに伴はれてどこまでも流れ行くから、汚い水の溜つた場所は殊に感染の危険がある。豫防には坑内を清潔にし、脱糞をなくすると共にゴム足袋の使用は最も有効である。

◆ ◆ ◆

以上之外にも坑内作業の衛生に就いて細なことは澤山あるが重大な點は大体述べた。要するに一言に約めれば、衛生上の施設として通氣施設、ガス或は防塵マスク、坑内便所等の設備を完全にすると共に設備を正確に使用すること及び、平生の衛生を守ること丈である。平生の衛生としては太陽に親しむ習慣を作り、戸外運動や畑作り等に努め、仕事の前には少量でも酒を飲まぬ事、胃腸を丈夫に持つ様心掛け猪、冷水摩擦位やつて皮膚の抵抗力を増すことが必要であるが、就中大酒を慎み夜更しをせず寝る時間には充分安眠することが大切である。

負傷者救護心得

負傷者の出來た時に、之を救護することは従業者共同の

證據には坑内係員の人々が一日に履いた古足袋や古草鞋の二割五分には虫の卵がついてゐる。以前十二脂腸虫病は食物から感染するものと思はれてゐただれども、實は皮膚から感染するものである。坑内の不健康をなくする第一の要件は坑道糞をなくすることである。

十二 脂腸虫病

病氣が軽い時は胸やけ、腹張り、食慾欠損等がある丈で時としては少しも病氣らしくない事もあるが、重くなると動悸や呼吸困難があり、疲れやすく顔色は悪くなり遂には坂など昇れぬ業になる。又軽い時でも身体がどことなく弱る爲色々な病氣に對しても罹り易くなる。傳染の源は病人の大便に混つてゐる虫の卵である。この卵は二三日で幼虫となり、一週間内外で被糞的幼虫と言つて蠶の蛹の様な状態になり人に感染する機會を待つてゐる。之が人の皮膚に觸れると直ちに毛穴から体内に侵入して病氣を起すのである。卵から孵化した許りの幼虫は、水氣のある方に自極分で這ひ歩く事の出来るものであり、殊に微細な虫であるか

義務である。我々は負傷者救護の方法を是非一通り心得て置かねばならぬ。こゝに負傷者救護に必要な心得を簡単に申し述べて見たい。

負傷者の出來た時には一刻も早く負傷者を醫局に運び、醫師の手當を受けさせることは最も必要なことである、けれども第一には安全に且つ苦痛のない様に運ぶ事を心掛けねばならぬ。従つて輸送の途中に危険を起させぬ様あらかじめ應急手當を加へる必要がある。然し應急手當は必要な事だけにして、不必要的手當は悉くこれを避けなければならぬ。負傷者の應急手當に就いて救護者のなすべき大切な事は次の五つである。

第一、創傷の部位及び程度を知る事 及び着物の脱がせ方

創傷の部位を知らねば何事も出来ないから先づ第一に創傷の部位及其の程度を知らなければならぬ。之が爲には着物を脱がせねばならぬ場合がある。着物を脱がせるには必ず創傷のない側を先に脱がせ、次に創傷のある側を脱がせ

ねばならぬ。又創傷が大きくて脱がせにくい時には創にさはらぬ様着物を劈取るがよい。

第二、出血に注意する事。

出血が多量であれば負傷者は刻々に衰弱してその爲に死亡する故直ちに止血する必要があ。出血を止めるには色々の方法があるが、腕や脚なれば創より上方二三寸の處でかたく縛るがよい、この時に創には手拭其の他不潔なものを探し込んではならぬ。又少量の出血ならば消毒ガーゼを重ねて應急綿帶をなせばよい。すべて出血する部位を高くあげるのは有効である。

第三、創傷には應急綿帶をなす事

皮の破れた創傷には應急綿帶をなすねばならぬ。この場合に創口に手拭、ボロ切等を當てがうと創は膿んで癪りか悪いだけでなく、時としてはそれが爲死ぬ場合があるから是非救急呴に備へてある消毒ガーゼを使用され度い。

第四、骨折及脱臼に注意すること

骨の折れた時には肉や皮が破れて骨がつき出る事もあるが、落磐や坑車に壓し挾まれた時等皮に創のない場合がある。骨が折れ、ばその腕や脚は少しでも動かすと非常に痛むから直ちに判る。また脱臼(關節の脱れる事)すればその處は_ブラ_クになるか動かなくなる。之の様な場合に無理に動かすと折れた骨は喰ひ違ひを生じたり、肉や皮に創をつけるから骨折或ひは脱臼の疑ある時は負傷者を運ぶ前に折れた骨や、外れた關節の動かぬ様にする爲、副本を當てねばならぬ。成規の副本がない場合は矢木や板切の適當なものを使用する、副本をするには一人が折れた所より上部を、他の一人先端の方を抱へて無理な動かし方をせぬ様にして第三の人が綿帶をせねばならぬ。またこの副本と腕又は脚との間に綿その他の柔かきものを置くことを忘れてはならぬ。尙骨折と同時に皮や肉が破れてゐる時には副本を當てる前に創の手當をする事は勿論である。斯様に應急手當を施してやれば運搬中負傷者も苦痛が少ないのみならず途中で負傷を一層悪くする事がない。落磐などで負傷すると一緒に働いてゐる人達が負傷者を掘り出すと直ぐに「手

は動くか』『脚は立てるか』など無理に動かさせたりして負傷を重らせる場合があるが此上もない不都合な事である。

第五、假死、脳震盪その他

ガス中毒の事は一寸前に述べたが土に埋まつて窒息したり或ひは頭を打つて氣を失つたり電氣で假死したりした時に、屢々呼吸もせぬ場合がある。然し此の様な時に必ずしも死んでゐる譯でないから直ぐに通氣のよい所に運び出して、着物を緩め頭を冷して人工呼吸をする。人工呼吸は少くとも一時間位續けてやらねば効果がないものである。故に此の様な時に臺車の準備が出来て坑外に運び出す様になつたなれば救護者は臺車に同乗して、運搬中も續けてこれを行ふ事を忘れてはならぬ。また氣を失ふた負傷者が嘔氣を催した際は、頭を横向きにし、吐物がよく外に出る様注意せねばならぬ。

以上の外細々した手當の仕方は澤山あるが最も大切な心得は以上の通りである。然し負傷者を生じた時に作業場にある人達が、ガヤ_カー_カー_カその周圍に立騒ぐだけでなしに、直



國防科學の第一線

石炭液化

石油の重要性

世界大戦は、石油の重要性を我々に教へた。大戦當時フランスの宰相クレマンソーは「石油の一滴は、血液の一滴に價する」と云ひ、米國の前大統領フーバーは、「石油を支配するものは、世界を支配する」と云つた。此の二つの言葉は、如何に石油が重要な資源であるかを裏書きするに足る。

近代文明の第一線に立つ飛行機、自動車、軍艦、汽船等すべて、その動力は、輕量で然も發熱量の大きなガソリンに負ふてゐる。

然も今日の如く世界をあげて戦争の不安が増大し、戦争の危機が叫ばれる時代はない。世界各國の經濟は、軍需工

業を中心に再編成され、準戰時經濟體制へと進行してゐる

今や、石油の自給自足は國防上の絶對必要條件となつた。

然るに、現在の日本は、石油の年消費量三百五十萬噸の中約九割まで、外國から輸入してゐると云ふ寒心すべき状態である。かくの如く石油資源の乏しい我が國に於いては科國の力に依る人造石油の増産とそ刻下の急務である政府も最近、燃料國策を重要政策の一つに掲げて、石油の節約統制に力を注いでゐるが、更にそれのみに止まらず、石炭液化に依る人造石油の積極的増産に乗り出して來た。

左に少しく今日の重要な問題である石炭液化に就いて述べる。

石炭液化の三種

石油は、本來炭素と水素との化合物である。それは、炭素、七に對して水素一の割合である。此れに對して石炭は炭素、水素、酸素の三元素から成る。そして炭素十三に對して、水素一の割合である。それで何等かの方法を以て、石炭に水素を添加し、酸素を排除して、炭素と水素の割合を石油のそれに類似せしめると、石炭を石油に變ずることが出来るわけである。これが石炭液化の根本原理である。

今日石炭を原料として、石油を造るのに、三種の方法がある。それは石炭を原料とする低溫乾溜法と、ベルギュス法（直接液化）と、ファイツシャー法（間接液化）の三方法である。

低溫乾溜法

此の方法は、石炭を五百度乃至五百五十度位で特別の爐に入れて乾溜するのである。普通瓦斯やコークスを造る場合の乾溜では、タールの量が少い。ところが低溫で乾溜すると、タールの量即ち液體の成分を多量に產出する。高溫

乾溜からヒントを得て、低溫乾溜を考へたのは、パカリーと云ふ英人である。此の發明は一九〇六年であつた。此れから約一割の石油が採れる。

此の方法は、三菱や朝鮮窯素や日鐵等がやつてゐる。ドイツでは割合早くから發達し、且獎勵されてゐる。

此の方法が餘り發達しない原因は、コークスの利用の點に關係があつた。即ち此の場合出來るコークスは、普通のコークスと違つて、半製核炭即ち、コークライトである。これが石炭の六、七割出來る。

コークライトは、燃料用として、コークスのように優れてゐないから、相當の値段で賣るのに骨が折れる。こゝに低溫乾溜法の事業としての困難がある。若しコークライトを適當に使用する方法例へば今日の石炭燃焼裝置を改良して、

石炭を全部乾溜し、コークライトを使用することにすれば、此の方法によつて、多量の液體燃料が採れるわけである。然しそう簡単に行かないところに實際問題としての懸念があるが、各國共、コークライトの利用に力を注いでゐる。ドイツでは火力發電の火力として、石炭の代りにコークライト

を使用してゐる。英國では、家庭用燃料として用ひてゐる日本でも、最近家庭用燃料としてのコーライトの使用を奨励し、その他石炭と混合して、良質コーキスの製造に利用してゐる。

ベルギュス法

石炭の直接液化の方法は、一九一三年獨逸のベルギュス博士に依つて發見されたものである。

ベルギュス博士は、石炭と重油とを混合したものを四百度から四百五十度位の温度で二百氣圧位の高壓下で水素を添加して液化することに成功した。

此の博士の實驗を基礎としてやり出したのが、獨逸のI・G會社である。その後いろ研究を重ねて、觸媒を用ひることに成功した。初め、ベルギュスのやつた時は、觸媒と云ふことを知らなかつた。此れは、石炭に水素が作用する時、觸媒があると、水素の働きとガソリンの生成がうまく行く。今日此の觸媒には、ダングステン酸、モブリンデン酸、鹽化錫が用ひられる。I・G會社は、此の方法で三十

コバルト或はニッケルを使用する。此の反應した瓦斯を冷却すると、石油代用の液體燃料が得られる。此れから、ガソリン、重質油、パラフィン等が得られる。

此の混合ガス一立方米から大體百五十グラムのガソリンが採れる。獨逸に於いては、既に工場が建設され、年産二百萬噸のガソリンを製造してゐる。そして生産原價も普通のガソリンに匹敵すると云はれてゐる。

我が國では、今度三井が北海道で此の方法を採用して、石炭液化に乗り出さうとしてゐる。

最近のニュースは、此の研究に於いて我が國が世界第一であると報じてゐる。十年來ファイツシャー法の研究に没頭してゐた帝大教授喜多工學博士は、去る六月十八日理化研究所第三十一回學術講演會のガソリン合成法の素晴らしさの結果を報じた。それによると、一立方米のガスから一八〇瓦のガソリンが出来るドイツのやつてゐるファイツシャー法では一立方米のガスから一五三瓦のガソリンを得る程度である。

これで、工業化への第一歩を踏み出す自信が出來た。我

五萬噸のガソリンを褐炭から造つて居る。

我が國に於いても國立燃料研究所、海軍燃料廠、八幡製鐵所研究室等で研究がなされてゐる。液化の實驗も成功し、滿鐵が千四百萬圓の資本金で年產ガソリン二萬噸生産の計畫を立てゝ着手にかゝつてゐる。

ファイツシャー法

此のファイツシャー法は、合成液體燃料の製法として、今日最も有望視されてゐる。此れも獨逸人でフランク・ファイツシャーの發明によるものである。彼は主として、石炭を水素及び一酸化炭素の混合瓦斯に變化して液體燃料を造ることを研究した。根氣よく研究を進めて、此れを工業化することに、成功したのである。

此の方法は要するに、石炭を完全に瓦斯化する方法である。其の瓦斯の中には約四十六%位の水素と、三〇%位の一酸化炭素、その他、二酸化炭素、炭酸ガス、硫黃などが含まれてゐる。此の一酸化炭素と水素とを、一對二の割合で混合ガスを造り、それを二百度前後に加熱し、觸媒として

が國も、こゝに世界的水準に達したわけである。

ベルギュス法とファイツシャー法との優劣

ベルギュス法を採用すると、少くとも年產十萬噸位のガソリンを生產しないと經濟的に成り立たない。ところがファイツシャー法に依ると、いくら小規模でも採算がとれると云ふ特徴がある。その上、ファイツシャー法は、常壓で溫度は二百度位であるから非常に操業が容易である。之に反してベルギュス法は、高壓高溫を使用する關係上、どうしても機械の故障が多く操業上不便である。然しガソリンの品質の點では、ベルギュス法が遙かにファイツシャー法に優る。三井の渡邊氏の報告に依ると、ファイツシャー法は、ベルギュス法の半額の建築費を以て、同量のガソリンを生産することが出来ると言はれてゐる。そして又、或るフランス人の生産費に關する調査に依ると、同量のガソリンを生産するにファイツシャー法に依る方が約三十%だけ節約出来る

と云つてゐる
かく比較して來ると、ファイツシャー法の方が經濟的で、
將來有望性があるやうに思はれる。

むすび

斯くの如く、科學の力は、石油資源の不足を平和のうちに、解決する。科學の發達しない時代に於いては、原料資

源の獲得が國防上絶對必要條件であつた。その爲には亦戰ひも止むを得ないと考へられた。そして科學も又戰爭の爲に利用されたことがあつた。

然るに、今日は原料資源の不足、科學の發達に依つて漸次解決せられてゐる科學の發達が、戰爭を我々の地上から驅逐すると考へるのも強ち夢ではなからう。

鐵鋼統制石炭山協議會

鐵鋼統制協議會設置ノ件

石炭山に使用する鐵鋼の配給統制機關設立の福岡鐵山監督局管内石炭山協議會は四月十三日博多商工會議所に於て開催せられたが委員長及び其他の諸事項決定の爲め第一回

役員會を十一日午後一時より福鐵局に於て開會。各委員及福鐵局より堀局長、榎本鐵政課長が出席した。協議事項は左の如くである。

一、協議會ノ目的
鐵鋼ノ計畫的配給ヲ實施スル爲商工省内ニ鐵鋼統制協議會ヲ設置シ一定期間毎ニ鐵鋼ノ配給計畫ヲ作成セシメ其ノ計畫ニ從ヒ鐵鋼ノ自治的統制機關ヲシテ鐵鋼ノ配給ニ

當ランム

二、協議會ノ構成

委員長 商工省鐵山局長

委員 商工省及關係各廳關係官

製鐵事業者代表

鐵鋼消費部門（土木建築業、鐵道造船、機械鐵

工業、石油業、瓦斯工業、電氣事業、鐵業）別

代表者

鐵鋼販賣機關代表

議會ヲ作ルコト

(3) (1)ト(2)ノ協議會トノ割當ニ付テハ監督局ト緊密ナル聯絡ヲ保ツコト

二、金屬鐵業（石炭山以外ノ非金屬鐵業ヲ含ム）
(1) 各鐵山監督局管内別ニ大体準重要鐵山以上ヲ標準ト

シテ協議會ヲ作ルコト

(2) (1)以外ノ鐵山ニ付テモ原則トシテ協議會ニ加入セシムルコト、シ實狀ニ副ハザル場合ニ於テハ協議會ニ加入セシメザルモ同會ニ於テ最等鐵山ノ需要ニ付割當ヲ行フコト

(3) 割當ニ付テハ監督局ト緊密ナル聯絡ヲ保ツコト
(4) 協議會ハ全國的ニ聯合會ヲ作ルコト

一、石炭鐵業

石炭鐵業聯合會々員ニ付テハ同會ニ於テ割當ヲ行フ

コト

聯合會々員ニ非ザル者ニシテ配給統制ノ關係ニ於テ之ニ加入シ得ルモノハ可及的ニ加入スルコト、シ割當ニ付同會ト聯絡ヲ保ツコト

(2) 聯合會々員以外ノモノニ付テハ各鐵山監督局別ニ協

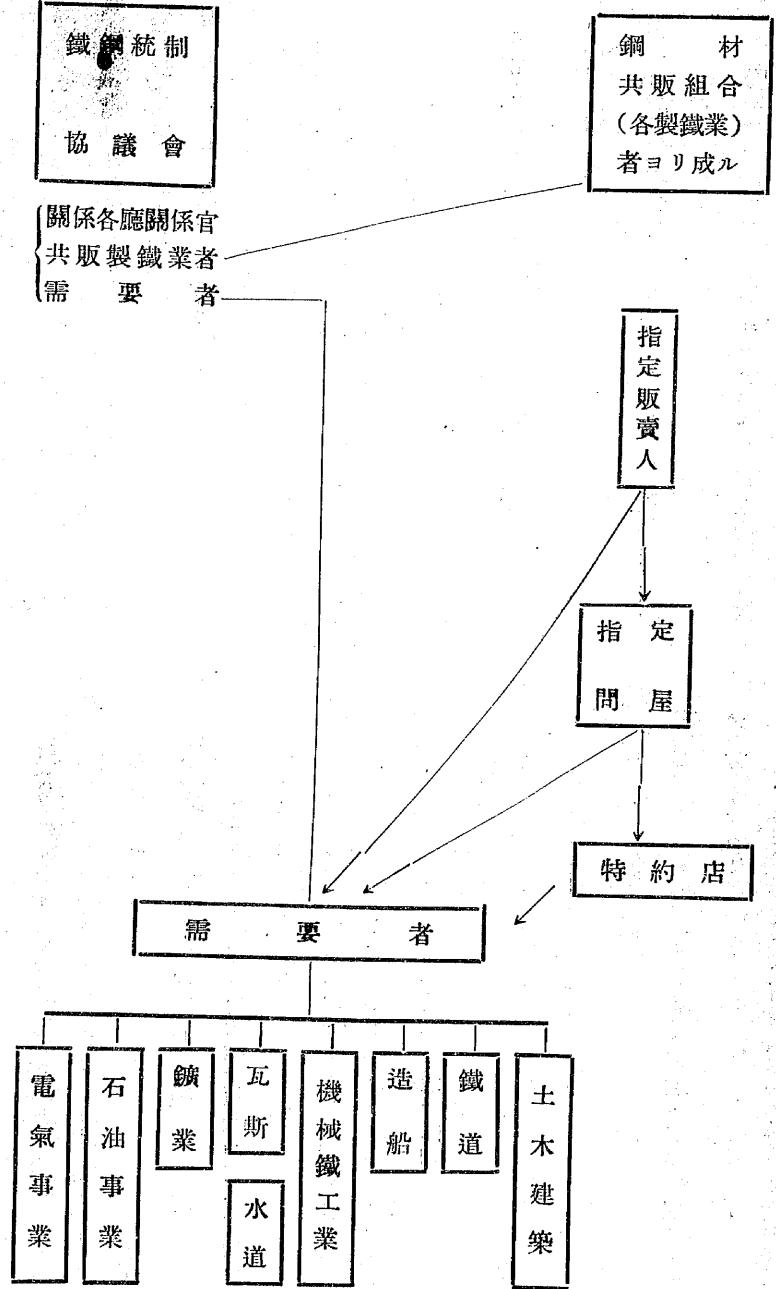
三、石油鐵業

石油鐵業ニ付テハ石油精製業ト關聯シ別途統制スルヲ以

テ之ヲ除クコト

而シテ石炭鐵業ニ付テハ石炭鐵業聯合會ヨリ代表者一名
金屬鐵業ニ付テハ聯合會ヨリ代表者一名ヲ鐵鋼統制協議會委員トシテ參加セシム

鋼材ノ配給機構説明



—(34)—

今回配給統制ヲ受クルモノハ普通鋼材ニシテ其ノ種類左ノ如シ

大形鋼材

棒型 鋼
軌條及繼目板
タイプレート
矢
其ノ他
板

型
繼
目
板
鋼

厚
中
薄
其
ノ
他
板
板
板

鋼
板
板
板
板
板
板

鋼
板
板
板
板
板
板

軌條及繼目板
タイプレート
矢
其
ノ
他
板

棒型 鋼
軌條及繼目板
其
ノ
他
板

棒
鋼
鋼
其
ノ
他
板

小形鋼材
棒
鋼
鋼
其
ノ
他
板

中形鋼材
棒
鋼
鋼
其
ノ
他
板

小形鋼材
棒
鋼
鋼
其
ノ
他
板

福鑛管内石炭山協議會規約案

第一條 本會ハ鑛業ニ必要ナル鐵鋼ノ供給ノ圓滑ヲ期スル爲鐵鋼ノ配給ノ統制ヲ圖ルコトヲ目的トス

第二條 本會ハ福鑛管内石炭山協議會ト稱ス
第三條 本會ノ事務所ハ 市町 番地ニ置ク

第四條 本會ハ第一條ノ目的ヲ達成スル爲左ノ事業ヲ行フ
一 各會員ノ事業ニ必要ナル鐵鋼ノ供給數量ノ審議決定

二 各會員ニ對スル鐵鋼ノ供給數量ノ割當
三 其ノ他本會ノ目的達成ニ必要ナル事業

第五條 本會ハ石炭鑛業聯合會所屬ノ鑛業者ヲ除キタル鑛業者ヲ以テ之ヲ組織ス

第六條 會員ハ會費トシテ第四條第二號ノ規定ニ依リ割當テラレ
タル鐵鋼ノ供給數量ニ應シ別ニ定ムル金額ヲ納ムルモノトス

第七條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
委員長 一名
委員 二十五名

委員長ハ本會ヲ代表シ本會ノ常務ヲ執行ス
委員ハ本會ヲ構成ス

—(35)—

委員會ハ本會ノ重要ナル事項ニ關シ議決ス

委員會ノ議決ハ本規約ニ別段ノ定アル場合ヲ除ク外全委員ノ過

半數ノ同意ヲ以テ之ヲ爲ス

第八條 委員ハ會員中ヨリ之ヲ選任ス

委員長ハ全委員ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ以テ之ヲ互選ス

委員長及委員ノ任期ハ二年トス

第九條 第四條第一號ノ需要數量ニ付テハ委員會ニ於テ三月毎ニ

三月分ヲ審議決定ス

第十條 第四條第二號ノ燐鋼ノ供給數量ノ割當ハ各會員ニ付決定

セラレタル需要數量ヲ標準トテ委員會ニ於テ之ヲ爲ス

第十一條 會員ハ第九條ノ委員會開催ノ一週間前迄ニ三月分ノ鐵

銅ノ需要數量ヲ本會ニ届出ヅベシ

前項ノ届出書ニ不實ノ記載ヲ爲スベカラズ

第十二條 本會ハ會員ニ對シ必要ナル資料ノ提出ヲ命スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ委員會ノ議決ヲ得ルヲ要ス

第十三條 會員本會ノ事業ヲ妨げ若ハ妨ゲントスル行爲アリタルトキハ本會ハ全會員ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ得福岡礦山監督局

ノ承認ヲ受ケタル上之ヲ除名スルコトヲ得

石炭船運賃



1、遠洋

倫敦市況は依然不味商狀を傳へ大連—歐洲廿五志半を唱へてゐる。この結果極東市場に割込まんとする外國船は近來俄かに増加し、當日入電によれば五月中、東洋フリーとなる船腹は約廿五隻に上り而も今後益々増加を氣構へられてゐるので、この外國フリー船の動き如何は本邦市場にも影響甚大であるから之が成行は極めて重大視されてゐる。從つて本邦中心の各航路は多少爲替の認可を受けて必需品蒐荷があるとしても、これは大抵定期船を以つて引受けられ而も爭奪の傾向をも示すに至つた爲め

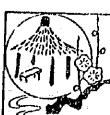
遠洋市況が全面的に不振の結果として船腹の近海集中傾向は愈々顯著となり、一區の就航船は一、四四〇、〇〇〇噸台に上り、尙最近石炭出廻り減退氣配あるも、勘察加樺太方面に漸次船腹の移動ある上、各種引受蒐荷の積取りに今後相當の大船腹が消化される譯であるから引續きこの状勢を辿るものと見られる。而し運賃、傭船料の新標準率が發表され、これを基準にして市況も一先づ安定を見るだらうと思はれるが、どの程度迄實行性があるかは注目されてゐる。乍併、結局は船腹の需給關係が大勢を支配する重要なポイントであるから船主側は極めて自重自制を要すべきである。

八、石炭

出炭は最近各地共減退しつゝある。これは貨車の不足による山元よりの輸送能力の低下が最大原因となつてゐて運賃市況の雲行は就航船の増加と相俟ち流石に氣配は軟

第十四條 本會ノ解散バ全會員ノ四分ノ三以上ノ同意ヲ得福岡礦山監督局ノ承認ヲ受ケタル上之ヲ爲スコトヲ得

第十五條 本規約ハ全會員ノ四分ノ三以上ノ同意ヲ得福岡礦山監督局ノ承認ヲ受ケタル上之ヲ變更スルコトヲ得



調を帶びるに至り、満船物は相當の下値で引合が行はれ
小口物とは可成りの開きを示してゐる。尤も若松港の船
込みは依然として緩和されず目下二十日頃迄はクレーン
申込を拒絶してゐる有様であるから、早船を必要とする
向は運賃の如何に拘らず適船物色をなさねばならず唱へ
運賃の區々たるは免れない。即ち小口物は若松—京濱五
圓三四十錢、若松—伊勢四圓八十錢前後で満船物は完全
に若松—濱五圓となつた。而して三菱の九州炭は入札後
更に折衝の結果此の標準率を以て、例年の通り大同海運
と巴組に於て、約二五〇、〇〇〇噸と決定し、下積との
値開きは大体一圓見當となつてゐる模様であるが、北海
道炭約二五〇、〇〇〇噸の引受交渉は目下折衝をつゝけ
られつゝあつて室蘭—京濱四圓八十錢の標準率で決定さ
れるのではないかと豫想されてゐる。

最近の成約運賃は若松より

仕向地	前年同期	仕向地	運賃	前年同期
京	今月中旬	京	五・三〇	前月同旬
			五・三〇	

諸物價、勞銀等昨年七月以降の昂騰に因り船主筋は依然
として強調なれど年度變り、天候不良關係に依る出炭の
低下、季節的下向氣配を參照して阪神三月分より八錢值
下に決定次の通りである。

(三月十七日迄海運特報ニ據ル)

二、帆船運賃

若松海運互親會

(單位一廻ニ付)

川崎	五・七、八〇	五・七〇
伊勢湾	四・八、九〇	四・九〇
大阪川入	三・〇〇	二・七、八〇
敦賀	四・〇〇	三・七〇
仁川	三・二〇	三・三〇
(三月十七日迄海運特報ニ據ル)		
鹿忍	二・七〇	二・〇一
岡山	二・八	二・一〇
宮ノ浦	二・八	二・一〇
幸西	二・九	二・〇九
小串	二・七	二・〇四
彦崎	二・〇四	二・〇九
宇野	二・九	二・〇一
田ノ口	二・九	二・〇一
玉島	二・九	二・〇一
味野	二・九	二・〇一
笠岡	二・九	二・〇一
福山	二・九	二・〇四
鞆	二・九	二・〇四
因ノ島	二・九	一・八〇
尾ノ道	二・九	一・八〇
糸崎	二・九	一・八〇
竹原	二・九	一・七〇
阿賀	二・九	一・七〇
吳	二・九	一・七〇
廣島川入	二・九	一・八〇
宇品	二・九	一・七〇
岩國	二・九	一・七〇
今津川入	二・九	一・七〇
山口	二・九	一・七〇
岩國	二・九	一・七〇
今津川入	二・九	一・七〇
三田尻	一・八	一・七〇
兵庫縣		
尼ヶ崎	二・七	二・〇九
西ノ宮	二・七	二・〇九
神戸	三・七	二・〇九
洲本	三・三	二・〇九
明石	三・三	二・〇九
江井ヶ島	三・三	二・〇九
二見	二・九	二・〇九
別府	二・九	二・〇九
高砂	二・七	二・〇九
曾根	二・九	二・〇九
木場	二・八	二・〇九
飾磨	二・八	二・〇九
那波	二・九	二・〇九
綱干	二・八	二・〇九
相生	二・九	二・〇九
赤穂	二・九	二・〇九
岡山縣		
片山	二・九	二・〇九
牛窓	二・九	二・〇九
岡山	二・九	二・〇九
大坂府		
梅井	三・八	二・〇九
吉見	三・八	二・〇九
佐野	三・八	二・〇九
岸和田	三・八	二・〇九
堺	三・三	二・〇九
大坂	三・七	二・〇九
兵庫縣		
尼ヶ崎	二・七	二・〇九
西ノ宮	二・七	二・〇九
神戸	三・七	二・〇九
洲本	三・三	二・〇九
明石	三・三	二・〇九
江井ヶ島	三・三	二・〇九
二見	二・九	二・〇九
別府	二・九	二・〇九
高砂	二・七	二・〇九
曾根	二・九	二・〇九
木場	二・八	二・〇九
綱干	二・八	二・〇九
相生	二・九	二・〇九
赤穂	二・九	二・〇九
岡山縣		
片山	二・九	二・〇九
牛窓	二・九	二・〇九
岡山	二・九	二・〇九
大坂府		
梅井	三・八	二・〇九
吉見	三・八	二・〇九
佐野	三・八	二・〇九
岸和田	三・八	二・〇九
堺	三・三	二・〇九
大坂	三・七	二・〇九
兵庫縣		
尼ヶ崎	二・七	二・〇九
西ノ宮	二・七	二・〇九
神戸	三・七	二・〇九
洲本	三・三	二・〇九
明石	三・三	二・〇九
江井ヶ島	三・三	二・〇九
二見	二・九	二・〇九
別府	二・九	二・〇九
高砂	二・七	二・〇九
曾根	二・九	二・〇九
木場	二・八	二・〇九
綱干	二・八	二・〇九
相生	二・九	二・〇九
赤穂	二・九	二・〇九
岡山縣		
片山	二・九	二・〇九
牛窓	二・九	二・〇九
岡山	二・九	二・〇九
大坂府		
梅井	三・八	二・〇九
吉見	三・八	二・〇九
佐野	三・八	二・〇九
岸和田	三・八	二・〇九
堺	三・三	二・〇九
大坂	三・七	二・〇九
兵庫縣		
尼ヶ崎	二・七	二・〇九
西ノ宮	二・七	二・〇九
神戸	三・七	二・〇九
洲本	三・三	二・〇九
明石	三・三	二・〇九
江井ヶ島	三・三	二・〇九
二見	二・九	二・〇九
別府	二・九	二・〇九
高砂	二・七	二・〇九
曾根	二・九	二・〇九
木場	二・八	二・〇九
綱干	二・八	二・〇九
相生	二・九	二・〇九
赤穂	二・九	二・〇九
岡山縣		
片山	二・九	二・〇九
牛窓	二・九	二・〇九
岡山	二・九	二・〇九
大坂府		
梅井	三・八	二・〇九
吉見	三・八	二・〇九
佐野	三・八	二・〇九
岸和田	三・八	二・〇九
堺	三・三	二・〇九
大坂	三・七	二・〇九
兵庫縣		
尼ヶ崎	二・七	二・〇九
西ノ宮	二・七	二・〇九
神戸	三・七	二・〇九
洲本	三・三	二・〇九
明石	三・三	二・〇九
江井ヶ島	三・三	二・〇九
二見	二・九	二・〇九
別府	二・九	二・〇九
高砂	二・七	二・〇九
曾根	二・九	二・〇九
木場	二・八	二・〇九
綱干	二・八	二・〇九
相生	二・九	二・〇九
赤穂	二・九	二・〇九
岡山縣		
片山	二・九	二・〇九
牛窓	二・九	二・〇九
岡山	二・九	二・〇九
大坂府		
梅井	三・八	二・〇九
吉見	三・八	二・〇九
佐野	三・八	二・〇九
岸和田	三・八	二・〇九
堺	三・三	二・〇九
大坂	三・七	二・〇九
兵庫縣		
尼ヶ崎	二・七	二・〇九
西ノ宮	二・七	二・〇九
神戸	三・七	二・〇九
洲本	三・三	二・〇九
明石	三・三	二・〇九
江井ヶ島	三・三	二・〇九
二見	二・九	二・〇九
別府	二・九	二・〇九
高砂	二・七	二・〇九
曾根	二・九	二・〇九
木場	二・八	二・〇九
綱干	二・八	二・〇九
相生	二・九	二・〇九
赤穂	二・九	二・〇九
岡山縣		
片山	二・九	二・〇九
牛窓	二・九	二・〇九
岡山	二・九	二・〇九
大坂府		
梅井	三・八	二・〇九
吉見	三・八	二・〇九
佐野	三・八	二・〇九
岸和田	三・八	二・〇九
堺	三・三	二・〇九
大坂	三・七	二・〇九
兵庫縣		
尼ヶ崎	二・七	二・〇九
西ノ宮	二・七	二・〇九
神戸	三・七	二・〇九
洲本	三・三	二・〇九
明石	三・三	二・〇九
江井ヶ島	三・三	二・〇九
二見	二・九	二・〇九
別府	二・九	二・〇九
高砂	二・七	二・〇九
曾根	二・九	二・〇九
木場	二・八	二・〇九
綱干	二・八	二・〇九
相生	二・九	二・〇九
赤穂	二・九	二・〇九
岡山縣		
片山	二・九	二・〇九
牛窓	二・九	二・〇九
岡山	二・九	二・〇九
大坂府		
梅井	三・八	二・〇九
吉見	三・八	二・〇九
佐野	三・八	二・〇九
岸和田	三・八	二・〇九
堺	三・三	二・〇九
大坂	三・七	二・〇九
兵庫縣		
尼ヶ崎	二・七	二・〇九
西ノ宮	二・七	二・〇九
神戸	三・七	二・〇九
洲本	三・三	二・〇九
明石	三・三	二・〇九
江井ヶ島	三・三	二・〇九
二見	二・九	二・〇九
別府	二・九	二・〇九
高砂	二・七	二・〇九
曾根	二・九	二・〇九
木場	二・八	二・〇九
綱干	二・八	二・〇九
相生	二・九	二・〇九
赤穂	二・九	二・〇九
岡山縣		
片山	二・九	二・〇九
牛窓	二・九	二・〇九
岡山	二・九	二・〇九
大坂府		
梅井	三・八	二・〇九
吉見	三・八	二・〇九
佐野	三・八	二・〇九
岸和田	三・八	二・〇九
堺	三・三	二・〇九
大坂	三・七	二・〇九
兵庫縣		
尼ヶ崎	二・七	二・〇九
西ノ宮	二・七	二・〇九
神戸	三・七	二・〇九
洲本	三・三	二・〇九
明石	三・三	二・〇九
江井ヶ島	三・三	二・〇九
二見	二・九	二・〇九
別府	二・九	二・〇九
高砂	二・七	二・〇九
曾根	二・九	二・〇九
木場	二・八	二・〇九
綱干	二・八	二・〇九
相生	二・九	二・〇九
赤穂	二・九	二・〇九
岡山縣		
片山	二・九	二・〇九
牛窓	二・九	二・〇九
岡山	二・九	二・〇九
大坂府		
梅井	三・八	二・〇九
吉見	三・八	二・〇九
佐野	三・八	二・〇九
岸和田	三・八	二・〇九
堺	三・三	二・〇九
大坂	三・七	二・〇九
兵庫縣		
尼ヶ崎	二・七	二・〇九
西ノ宮	二・七	二・〇九
神戸	三・七	二・〇九
洲本	三・三	二・〇九
明石		

七、國家總動員上要必ナル情報又ハ啓發宣傳ニ關スル業務
八、國家總動員上必要ナル警備ニ關スル業務

九、前各號ニ掲タルモノナ外勅令ナ以テ指定スル國家總動員上必要ナル業務

等により軍需生産、其他總動員業務の中止を防止する爲
(第七條参照)必要な處置をとる権限を政府に附與して
居る從つて例へば現行法規の保護に不拘、政府は女子幼年勞働者の深夜地下勞働を遂行強化し得る譯である。

三、戰時規定

イ、勞動統制

戰時に於ては大規模な兵力動員によつて多數の勤労大衆が戰線に送られ更に近代戰の特質たる殲滅性により其更新が要求される一方軍需品の急激な需要が擡頭する結果全體戰爭遂行の爲勤労力の維持向上は何を措いても必要である。そこで國家總動員上必要あるときは是等の業務に從事せしむる爲勤令の定むる處により帝國臣民を徵用し(第四條参照)又帝國臣民、帝國法人其他の團体をしてある。是に協力せしめ(第五條参照)又生産力の維持すると共に賃金の高低による勞働者の移動を防止する爲從業者の使用人雇入、解雇、賃金、其他勞働條件に關する必要なる命令(第六條参照)尙勞働争議或は企業家のロツクアウト

ロ、貿易統制 省略

ハ、金融統制

總動員の見地から國內の資金が不急不要と認めらるゝ方向に流入することを抑制し需給の適合を圖る爲會社の設立、資本増加、社債の募集、株金拂込、利益金の處分等に對する制限(第十一條参照)資金の供給に關し金融機關(銀行、信託會社、保險會社等)に對し資金運用に對する措置、又重要な事業を營む會社中急速に其設備の改良擴張を要するものに對し積極的に資金を供給する爲社債の募集につき商法第一百條による制限を越えて社債を募集(臨時資金調整法では拂込資本の二倍)株式募集に對する商法第二百十條の緩和(株式全額拂込前の資本増加など)

二、軍需工業統制

近代戰の遂行は其特質たる無限的消耗性によつて、軍需

ヘ、言論統制 (第廿條参照) 新聞其他出版物の制限、禁止等

四、平時準備規定

イ、職業能力調査(第廿一條) ロ、技能者養成(第廿二條)
ハ、原料の強制貯藏(第廿三條) ニ、總動員業務計畫の設立と其演練(第廿四條)ホ、科學動員(第廿五條)

五、獎勵補償

イ、獎勵(第廿六條、第廿九條) ロ、補償(政府は戰時に於て國家總動員の爲行つた生産、修理、配給、消費其他に關する組合、物資の徵發、工場其他施設の處分、輸出入組合資金の融通、有價證券の應募引前は買入命令、設備の新設擴張、改良命令により損失を生じた場合は之を補償する。尙平時に於ける技能者養成、原料の強制ストック、試驗研究勵行の爲之により生じた損失を補償し補償金を交付する。之等補償金額の決定は總動員補償委員會に委託される。之等補償金額の決定は總動員補償委員會に委託される。

六、監督及検査 (第三十條卅一條参照)

七、罰則 (第卅二條、第四十九條参照)

(後藤生)

ホ、産業統制

本項は生産、價格、販賣の諸統制乃至製品の検査、共同施設の利用、金融事業等を通じて自由組織の無秩序、混亂を防止して産業の公正なる利潤を保護し戰時國民經濟の健全なる發達に寄與せんとするにあるが同組合の設立を得べき事業の種類、事業の範圍又組合の設立、組織、管理及經理、監督、解散等に付規定するこ

雜錄

運賃、傭船料の抑制率發表

今後時宜に應し更改

昨夏支那事變の勃發するや運賃、傭船料の無謀な昂騰を抑制すべく、海運自治聯盟を中心として各海運團體これに相呼應して自主統制に乗出し、大型傭船料は順當り七圓五十錢、若松・京濱、室蘭・京濱五圓、北洋材は敷香積を標準として太平洋岸揚四百圓を標準として商談を進むことに態度決定、東京工業俱樂部に業者の參集大會の開催となつて範をあらゆる業界に垂れた譯である。

然るに其後倫敦市況は漸次軟化を重ね更に本邦を中心とする各航路も爲替管理の強化、事變に依る諸外國の邦貨ボイコット等で蒐荷著しく減少し採算は頗る悪化して勞ひ大型傭船料はこれに伴ひ六圓見當をスタンダードとするに至つたが近海市況は夏場に入るやさなぎだに拂底せる船腹が

荷動きの急増に依つて著しく不足の度を深め、殆んど亂調子的な足取りを執りこれと同時に中小型傭船料亦猛進せんとするに至つたので、遞信當局に於ても此儘には放棄出來ないとして長期抗戦下の時局を認識方提唱あり、仍つて海運自治聯盟に於てはこれが爲め緊急協議を遂げ船主協會の有力船主とも熟議を行つた結果、聯盟、船主協會双方から特別委員を選定前後三回に亘つて慎重審議の上、昨報の如く運賃、傭船料の抑制率を決定したのでこれを五日午前十時から船主協會緊急理事會を開催、村田會長の経過報告と谷口理事より内害の説明あり異議なくこれを可決承認を見たので、同日午後四時自治聯盟當局より次の標準率を發表された。

標準傭船料率(普通のレシプロ貨物船の六ヶ月レート)
(括弧内は市場レート)

八／九、〇〇〇順型	六圓(六圓五十錢)
五、〇〇〇順型	七圓五十錢(八圓五十錢)
四、〇〇〇順型	八圓二十錢(九圓)

昭和十三年二月 全國生計費續騰

生計費の上昇傾向は依然持續されてゐる、すなはち二月の全國生計費指數は二〇〇・八で前月の一九九・〇に比較すれば〇・九%の續騰である。

これで本年に入つて生計費は一月〇・八%、二月〇・九%と連續昂騰(昨年十二月の指數一九七・五に比すれば三・三ポイント高)したわけで、現事變下における物價情勢を反映して次第に注目すべき様相を示しつゝある。

五費目別にみれば被服費の騰貴がとりわけ大きく五・七%の著騰である、いふまでもなく綿製品、羊毛製品の騰貴による衣服類の騰貴がその主要因をなしてゐる、飲食費、光熱費はともに〇・四%の騰貴を示したが、被服費の騰貴と比較すればはるかに緩慢で、文化費また〇・三%の續騰は少ながら漸次その地位を高めつゝあるものとして注目に値する。(備考=別表の數字は小數位四捨五入)

即ち傭船料に於ては著しく抑制した事實を認められるのみならず、運賃に於ても近海市況は特に石炭に於て重壓を加へてゐることが窺はれる。尤もこの標準率を目標として業者の誠意を披瀝した譯であるが、實際の商談に於ては多少の高低は豫想に難くない所である。何れにしても之を以て市場は全く新規時直しの時期となつたので今後の具体的商談の内容は頗る注目されてゐる。

因に自治聯盟と船主協會の市場統制委員會はこれを將來に存置し、定期或は臨時に會合して時局の推移に即應して善處し以て傭船料並に運賃の時宜に適する様更改することになつた。

(海運特報)

(大正三年七月基準)

朝日新聞社調査

蔬 卵 肉 魚 麥 米 總 品
小 大 馬 甘 鷄 牛 鷄 牛 干 鹽 鮪 鯛 カ 食 改 其 指
大 马 甘 鷄 牛 鷄 牛 干 鹽 鮪 鯛 カ 食 改 其 指
菜 菜 乳 介 ド パ 良 他 數 目 飲 食

一月 八九 [八] 八九 [八] 六七 [六] 五五 [五] 二三 [三] 二二 [二] 一一 [一] 一八 [一]

乾物類 昆海豆腐 滷豆 茄子 醬味 澤麥 清砂 鰹味 酒類
茶林煎朝麥酒 菜果物類 草類 布苔腐庵糖油增節腐
イダナスケツ類 ト日酒酒酒糖油增節腐庵苔布

第三回 袁公大宴群英 刘玄德三顾茅庐

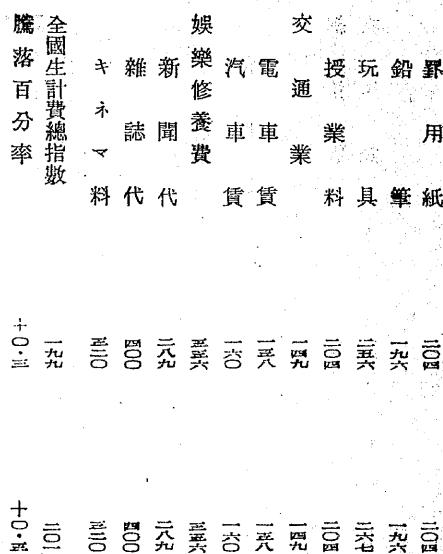
總家修疊指數費賃表居
什水茶道光器皿料熱
薪薪炭類數料碗服
瓦木石斯電燈被服
衣洋服指類數料炭
水服

身 罷 富 銘 士 里
毛 羅 打 七 靴 雷 巍
下 足 鞏 帽 文 品
理 洗 醫 發 沐 藥 藥
入 買 藥 藥 藥 藥
健 衛 生 費 數 文 化
總 指 指 文 化
育 兒 教 育 費 紙 粉 鹼 藥 價 料 料 子 下 袋 驥 尔 仙 紗 綿 絹

號	年	月	日	時	事
一	九	正	廿	午	大風
二	九	正	廿一	午	大風
三	九	正	廿二	午	大風
四	九	正	廿三	午	大風
五	九	正	廿四	午	大風
六	九	正	廿五	午	大風
七	九	正	廿六	午	大風
八	九	正	廿七	午	大風
九	九	正	廿八	午	大風
十	九	正	廿九	午	大風
十一	九	正	三十	午	大風
十二	九	正	初一	午	大風
十三	九	正	初二	午	大風

一九四九年八月一日，中央人民广播电台播发了《中华人民共和国中央人民政府公告》，宣告中华人民共和国成立。同年十月一日，毛泽东主席在天安门城楼上向全世界庄严宣告：“中华人民共和国中央人民政府今天成立了！”

東京市生計費指數



(大阪朝日)

三月被服費續騰す

東京、大阪生計費指數

内閣統計局發表|三月分の東京市及び大阪市生計費指數は左の通り。

一、概況

である、給料生活者生計費指數は一〇五・九であつて二月分に比し一分四厘の上昇である。五大費何れも上騰を示してゐるが労働者指數と同様被服費の上騰五分一厘最も顯著で飲食料費の一分六厘之に亞ぎ、住居費は三厘、光熱費及び他の諸費は共に二厘の上騰である。

昭和十二年七月を一〇〇とする東京市の本年三月分労働者生計費指數は一〇六・七であつて二月の指數に比し八厘の上昇である。五大費別に見れば各費何れも上騰を示してゐるが、中にも被服費は前月に引續き三分三厘の著騰を示し飲食料費、住居費及び光熱費は共に三厘の上騰、保健衛生費、修養娛樂費等を含む其他の諸費は五厘の上騰である。給料生活者生計費指數は一〇六・〇であつて二月分に比し六厘の上昇である、五大費一齊に上騰を示してゐるが労働者指數と同様被服費の上騰三分三厘が最も顯著で光熱費は三厘、飲食料費及び住居費は共に二厘、其他の諸費は四厘の上騰である。

大阪市生計費指數

大阪市の本年三月分労働者生計費指數は一〇六・六であつて二月の指數に比し一分五厘の上昇である、五大費別に見れば各費何れも上騰を示してゐるが中にも被服費は前月に引續き五分四厘の著騰を示し、飲食料費の一分六厘之に亞ぎ住居費は四厘、光熱費は三厘、其他の諸費は二厘の上騰

三月全國十三都市

小賣物價騰貴

商工省發表|三月分十三都市小賣物價概況は左の通り。

全國平均

三月十六日現在の東京以下十三都市小賣物價指數(昭和四年十二月十六日現在の價格基準は總平均一

一六・九であつて前月に比較すると二・五%又前年三月に較べると一四・七%の何れも騰貴である、而して調査品目中百品中(支那鶏卵及び青島牛肉報告なし)騰貴せるものは品薄に因るキヤベツ及び原料高に因る憐寸を始め六十五品であつて低落せるものは豊漁に因る生鮪外十六品である。

(△印低落)

—(49)—

内 計 費 指 數	東京市			大阪市		
	勞 動 者	給 料 生 活 者	勞 動 者	給 料 生 活 者	勞 動 者	給 料 生 活 者
飲食料費	109.3	109.4	109.0	108.2		
住居費	101.3	101.0	101.4	101.1		
先熟費	113.3	111.1	108.9	109.5		
被服費	113.8	114.0	115.4	115.3		
其他の諸費	109.1	109.6	109.3	109.4		
前月比較騰貴割合	0.8	0.6	1.5	1.4		

本月に於ける五大分類別指數騰落割合

	分類別	三月指數	前月比較	前年同月比較	割合%	割合%	
						建築材料	衣料品及身廻品
		115.0	115.0	115.0	二五	一四	一四
		115.0	115.0	115.0	二五	一四	一四

(中外新聞)

食料品

二五

一五

二五

二五

二五

二五

—(48)—

彙報

大阪商工會議所では既報の如く昨四日正午より時局對策委員會を開き石炭問題に就て關係當業者と懇談したが、當日の懇談會に於て石炭の増産並びに配給に對し當業者より十分な回答を得る事が出來なかつたので會議所では今後獨自の立場よりして研究を續行することとなつたが、現下の生産力擴充を必須とする情勢に鑑みこの際石炭工業に對し國家的統制を行ひ増産並びに配給の圓滑を期すべしと商工省に建議すべきであるとの意見が有力である

懇談會に當業者側よりは川勝昭和石炭支店長をはじめ三井、三菱、貝島、宗像、日滿商事の各代表、大阪石炭協會、大阪機帆船海運商組、大阪石炭水上運搬商組、大阪商船、正金、阪大工學部社元講師等會議所側よりは片岡副會頭をはじめ各時局

日鏡支配下に

對策委員が出席し當業者より石炭の増産配給についての説明があつたが、當業者側では數字を一切發表せず、たゞ本年度の石炭供給には遺憾なきを期してゐる旨を力説した。會議所側では片岡副會頭が陣頭に立ち配給機構の缺陷を指摘し國家が適切なる方策を樹て、統制せり限り石炭需給の圓滑化に期し得ぬと強調三時過散會した。
（日刊工業）

三萬噸の石油製造 大牟田市に液化工場建設

鐵から新重役となるメンバーを左の如く決定、舊重役も松木會長以下松村、中野、櫻井、松本(幹)四氏はそのまま居残ることとなつた(括弧内は日鐵現職)。

取締役、長崎榮十郎(取締役) ▲吉田健
三郎(二瀬鑛業所長) ▲橋本芳雄(總務部長) ▲室木隆三郎(二瀬鑛業部長) ▲監査役、北村保太郎(經理部長)

(大阪朝日)

三萬砲の石油製造

大牟田市に液化工場建設

(中外新聞)

これを集計したもの

(単位一千グラムトン)	
陸上消費(重油よりの轉換中) 五〇〇千グラムトンを含む)	四、二七三
内船燃量	三四四七
移輸出外船燃量	四、二七三
計	四、二七三

右によれば十三年度末貯炭高豫想(十四年三月)は差引供給不足額三、四三七千グラムトン

となる。然るに右の需要豫想額は幾分内輪に見積られて最近の炭質低下の現状に照合すれば絶対数量はさらに一割七分の増加が豫想される、これが對策につき大量消費筋五十五社より左の如き希望意見も出てゐる

そこで同委員會では四月上旬内地側昭和石炭・石炭聯合會・外地側撫順・滿炭・興中公司の各代表者の參集を求めて對策を協議するこゝとなつた、有力消費筋の希望意見左の如し
一、炭價昂騰を抑制し炭價低下の防止を望するもの五十一社の多きに上つてゐるが、これが具体策としては最高價格を決定し規格制度を設けよといふものがある
一、配給状態については契約量の完全なる

引渡し契約量完納まで契約期限の延長、

供給者側の契約不履行に對し制裁制度の設定、北支炭および撫順炭の輸入の増加などを要望してゐる

一、さらに昭和石炭を改組強化し全國の業者を參加せしめ全國的の一元統制のもとに價格の抑制、生産の擴充、配給の正確を期せしめよといふものがある。に決しその文書は改めて商工當局に陳情する由

(大阪毎日)

九州石炭鑛業

鐵鋼配給懇談

鐵鋼の自治的配給統制について九州石炭鑛業懇話會では十四日午後一時より博多商工會議所に於て協議會を開催筑豊石炭鑛業會肥筑石炭鑛業會、三池鑛山、高島炭坑等の會員十餘名出席し懇話會員消費鐵鋼の配給統制を行ふことに決定し規約並に役員を選任したが宇部鑛業會の懇話會の鐵鋼配給統制機關への加入は保留され後日更めて加入問題を審議することとなつた

(九日)

成立に努めてゐる日鐵の本年度コークス用購入炭三百四十萬噸は前年に比し實に百二十萬噸の増加に當りその内昭和石炭の分擔額三百萬噸(前年比較増百八十萬噸)については過船來日鐵と昭和石炭との間に衝突が重ねられてゐるが昭和の納入炭は一等炭中のコークス用特殊炭であるに加へて鐵に鐵道省納入炭が前年に比し増加三圓二十錢上(昨年下期に既に一圓九十錢引上げたるから實質的に五圓十錢となる)に決定した手前もあるので昭和石炭では日鐵に對し最低應當り五圓の引上を妥當なりとの主張を固持してゐる、更に又從來日鐵と昭和石

日鐵納入炭の引上

昭和で毎週五回主張

日鐵の本年度における製鐵用コークス用炭の需要は最低六百六十五萬噸(最高七百萬噸)と推定せられ内二百二十萬噸は自家所有炭により百十萬噸は開灘炭の輸入によつてそれく賄ふことになつてゐるが、残りの約三百四十萬噸程度は内地の昭和石炭、互助會、アウトサイダーよりの供給を仰がざるを得ない實情があるので、来る五月一日の契約年度變りを目前に控へ目下新契約

成立に努めてゐる日鐵の本年度コークス用購入炭三百四十萬噸は前年に比し實に百二十萬噸の増加に當りその内昭和石炭の分擔額三百萬噸(前年比較増百八十萬噸)については過船來日鐵と昭和石炭との間に衝突が重ねられてゐるが昭和の納入炭は一等炭中のコークス用特殊炭であるに加へて鐵に鐵道省納入炭が前年に比し増加三圓二十錢上(昨年下期に既に一圓九十錢引上げたるから實質的に五圓十錢となる)に決定した手前もあるので昭和石炭では日鐵に對し最低應當り五圓の引上を妥當なりとの主張を固持してゐる、更に又從來日鐵と昭和石

炭の取引は新年度毎に豫め納入値段の契約をなさず新年度に始まって半ヶ月間隨時日鐵が昭和よりコークス炭を購入し丁度半ヶ月目に初めて右購入炭の値段を決定じて行く方法を取つてゐたが、昭和石炭では最近の如き石炭需給不圓滑の際にかかる大口のものか何等の取決めなしに賣約することには到底承服し難いことの點についても鐵道省納入炭における契約同様豫め數量並に値段に關し一ヶ月契約の締結方を要約してゐる

之に對し日鐵側は

一ヶ月契約の點では積極的に反対しないが題當り五圓引上は三百萬噸で實に十五百萬圓の値上となるから之を全面的に承認することは不可能な状態としてかるので

深刻化する石炭飢餓に對應しこれが方策の昭和石炭と日鐵との交渉成立までには尙相

(福岡日日)

石炭問題重大化

國家統制を叫ぶ

深刻化する石炭飢餓に對應しこれが方策の

のは勿論重要産業統制法による統制を以てし供給の圓滑と價格の騰貴抑制並びに將來に對する増産計畫について國家統制の見地より適當な方策の樹立を要望するものと見られる

石炭國家統制確立を必要とする理由として左の諸點が擧げられる
一、石炭國家統制の必要
我が國に於ける石炭界の現状は石炭鑛業聯合會並に之を殆んど同身異面の關係にある昭和石炭會社によりて、其の生産並に販賣に對し最も強固なる統制機關が確立されてゐる、之等當業者の自治統制機關は必ずしも自家の利益のみを意圖してゐるのでない、自家の根幹力をなす石炭の重要性に鑑み、產業の根幹力をなす石炭の重要性に鑑み、國防的見地及一般產業上に於ける消費者の立場より見て、之に對する國家的指導とは正は最も緊急の要務である

三、石炭の内外地域的統制
石炭に關する統制は單に内地のみを以て足
れりとせず、我國内地を中心として之に朝
鮮、臺灣、樺太等の外地並に堅密關係にあ
る滿支をも相關的に併せ考へ、以て石炭需
給に關する共榮依存の恒久的對策を講すべ
きである

(日刊工業)

鐵道省納入炭

毎年三圓廿錢引上

十三年度鐵道省納入炭については一日より
の新年度入を控へて過般來當局と昭和石炭
會社との間に納入數量ならびに値段に關し
折衝を重ねてゐたが、このほどに至り
數量は一ヶ年契約として十二年度の昭和
納入高二百五十萬トンより五十萬トン増
の三百萬トン、値段は十二年度契約の分
よりtron當り三圓廿錢方引上ぐることさ
し新契約成立調印を了した。

しかして數量の増加は經濟界の活況に基づ
き一般荷物運輸増に基づくものであり値段
の引上げは石炭生産コスト、運賃などの昂
騰によるものであるが鐵道省納入値段は一
度記諸氏が決定したので五日午後二時から
炭商組合樓上に委員の初會合を行ひ委員會
の名稱を若松浚渫研究委員會と決定、近
く全委員が縣に出向して港内浚渫の重大性
を説き緊急に水深維持對策を具體化される
やう陳情を行ふことになつた、而して縣が
豫算關係その他で浚渫不可能の場合は進ん
で新團體或は浚渫會社を組織し港の生命た
る水深の維持事業を起すことを申合せた浚
渫研究委員の顔觸れば次の通り

石炭商側 三井物産支店長渡邊彦三、三菱
同松本忠藏、山下鐵業同松原次郎、中平
石炭會社々長中平竹三郎
汽船側 近海郵船支店長丸山博、山下汽船
同吉田治三郎、大同海運同今富與平
海員協會土田保一
同小畠榮
帆船側 瓦親會長兒島卯太郎、同佐藤桃藏
組合側 筑豊鐵業會、互助會、昭和石炭、
炭商組合

若松港錢復活機運に 憤慨する帆船聯盟

若松市元海岸通に本部を有し大阪以西各地

船大口契約の標準となるものだけに今日の
引上げは影響するところ相當大きい

(大阪毎日)

明年度開發新坑

出炭能力一五〇萬噸

石炭聯合會では廿八日丸の内工業俱樂部に
理事會並に增產委員會を開き、明年度送炭
規程並に新坑開發に關し協議した結果、明
年度の新坑開發は、九州北海道、常盤、宇
部の各炭田を通じ廿坑を認めたが、その出
炭能力は百五十萬噸に達する豫定である
なほ右數量は石炭聯合會の明年度送炭豫
定三千四百萬噸中に既に総込み済みのも
のである

(中外新聞)

藤井鑛業が

二炭坑買收

若松商工會議所會頭藤井伊藏氏經營の藤井
鑛業では古河鑛業も斷念して鞍手郡西川村
新日尾炭坑に數百萬圓を投じ岩盤抜きを續
けてゐた處昨年十二月其の目的を達し約一
千萬噸を有する炭層に掘り當て三月から月

荏苒放任されぬ

若松港の浚渫

若松港の縣營移管に依り從來若松港會社
が繼續施行して來た若松港内の浚渫は全く
中斷され、之が水深維持は當然縣において
なすべきであるが目下のところ縣には之が
具體案がなく、さりとて港内の浚渫は一時
も放任されぬといふ状態にあり若松石炭商
組合では疊に之が對策に關し石炭商、帆船
汽船、運輸業者の協議會を開催の結果、委
員会をあげて之が研究對策を講することにな
り爾來石炭商組合にて委員銘柄中のところ

産二萬噸を生產し一躍互助會系大炭坑とな
つたが更に大阪財閥の經營する佐賀縣唐津
の新屋敷坑(月產四千噸)及び長崎縣佐
々木江里炭坑(月產五千噸)を日東炭業より
買收一日より藤井鑛業の經營となつたがこ
の兩炭坑は最近の發掘になるもので藤井鑛
業は現在の資本金二百萬圓を五百萬圓以上
に増資して今回買收の兩炭坑及び佐賀縣の
羽黒炭坑の採炭施設を完備年額五十萬噸に
生産擴充の計畫がなされてゐる

(九州日報)

若松に液化工場

日本が全國に魁けて

さすれば縣の權威を踏越え我々帆船業者
を無視しその權限を冒す行爲となるので
縣當局並に商工會議所では萬一認可の申
請があつても絶対不許可の方針をとられ
たい

(福岡日日)

は一層倍加するに至つた。（福岡日日）

鑛業報國號獻金

三萬二千圓突破

福岡鑛山監督局管内軍用飛行機獻金運動は大小の鑛山を問はず異常の熱意を以て進められ四月七日現在を以て既に三萬二千百十五圓五十錢が福岡鑛山監督局に受付けられた。此の中には福岡市某工場の從業員の獻金があつた事は既報の如くであるが、特に注目すべきは、崎戸炭礦青年學校生徒が或一日全員自發的に炭礦各社宅を廻つて廢物を募め四十圓を獻金した事である。

内 譯

一千七百六圓 高田（二月一日、三月五日）
一千二百圓 赤池（二月二十四日）
三千百圓 豊國（三月一日）
二千六圓四十九錢 平山（三月十二日）
五百十八圓十五錢 方城（二月二十六日）
一千四百八十五圓 明治本社（三月十二日）
五百十圓 明治本社（三月十二日）
三百十九圓六十錢 平原有保（三月十四日）
三十圓 岡ノ浦（三月二日）
五百十圓 本添田（三月五日）

六千四百九十三圓八十一錢 沖ノ山（三月廿三日）
十五圓 昭和（三月二十四日）
二百二十一圓七十六錢 中島江口（〃）
四十圓 嶺戸（青年學校）（三月二十八日）
百五十五圓五十錢 新見初（三月卅日）

計金三萬二千百十五圓五十錢
(日本鑛業)



—(58)—

石炭鑛業権設定（自昭和十三年三月下旬至昭和十三年四月上旬）

福岡鑛山監督局

登録番號	鑛 区 所 在 地	面 積	鑛 業 権 著 住 所 氏 名
福岡 壱四	築上郡東吉富村地先海面毛間村地先海面	一〇〇〇,〇〇〇	大岡 富太郎
山口 壱三	大津郡菱海村並ニ海面	九七,〇〇〇	石田 豊彦 外一人
佐賀 三九	杵島郡南有明村北有明村	九七,〇〇〇	久恒得郎 外一人
同 三九	西松浦郡東山代村	一六,〇〇〇	山田新松 外一人
福岡 壱三	京都郡襄島村地先海面	一〇〇〇,〇〇〇	同 同 同 同
同 三七	同郡今元村襄島村並ニ海面	九四,〇〇〇	道 永 基 助
同 三七	同郡同村地先海面襄島村地先海面仲津村地	九〇,〇〇〇	吉居 修 外一人
福岡 壱二	先海面	九三,〇〇〇	末吉役重 外一人
同 三七	美禰郡伊佐町大領村東厚保村	八六,〇〇〇	古賀太助 外二人
同 三七	西彼杵郡長與村	八六,〇〇〇	吉居 修 外一人
同 三七	東松浦郡湊村並ニ海面	八六,〇〇〇	南海炭礦株式會社
同 三七	北高來郡小栗村江浦村	六六,〇〇〇	長崎縣北松浦郡小佐々村
同 三七	八重山郡竹富村並ニ海面	六六,〇〇〇	名古屋市中區廣小路二丁目
沖繩 九八	西松浦郡伊萬里町	六六,〇〇〇	東京市世田谷區代田町一丁目 久布白明 外一人

—(59)—





互助會文藝

和歌

三輪則一選並添作

課題新聞

遠くこし湯宿のつれぐにいぶみ読みぬ残るくまな

(五城窓)

つはものに召されし兄のうつしゑを見るぞうれしき今朝の

(浅繪)

新聞

何事の又起りけむ鈴ありてにいぶみ配る人のはせかふ

(白 双)

り地

あさ風のさやに吹き入る窓あけて茶をのみをれば櫻ちるな

(五城窓)

軽々と白き胡蝶のまぶがごとあしたの風に花のちりくる

(浅繪)

はる風にかたき雷のやぶられて朝日にほぶ庭櫻ばな

(白 双)

ほのぐと明けゆく山に白雲のかゝると見しは櫻なりけり

(五城窓)

朝風もほふ心地すわが庭の彼岸ざくらの咲きそめしより

(白 双)

朝日かけ昇るまに／＼おく露のたまも光りて梅はな咲く

(浅繪)

選者追詠

朝戸くる音にも心おかれけりにはの桜のさきの盛りは

行き暮れて菜の花畑や曇月

(全)

佳作

居ながらに世のさまぐの事なべてしる新聞ぞげにもたふとき

(浅繪)

つとめをば終へて歸れば文机にわれを待ちをり今日の夕すり

(千草)

うつりゆく世々におくれしと新聞に目をこそ通せ朝なゆふなに

(千草)

戦は長きにわたりいつしかもにいぶみの便り春となりぬる

(五城窓)

選者追詠

新聞の上に涙のこぼれけりうち死にしたる友の名を見て

課題朝の花

朝あなさな見るぞ嬉しき家ぬしのにはの桜をわが小さどよ

課題春の花

俳句

琴月園雷鳴靈選並添作

課題春雷。蜂の巣。初蕨。開帳。菜の花

春雷雨馬の背越さす晴れ

(紫川)

初雷や遠足の子等列みだす
蜜蜂の羽音しめりや雨模様

(丈三)

事務室の人暗きなり春雷來
こうこつと花菜見下す時かな

(全)

熊峰のいとなみせわし深山哉
九十九折れ菜の花畑や平和郷

(紫川)

早蕨や雲にかくれし英彦山
初雷や雲にかくれし英彦山

(白双)

早蕨や味噌の香床し朝餉汁
菜の花の道づきけりふもと茶屋

(五城窓)

春陽に頭もたげし初蕨

(全)

雨後の陽を受けて菜の花もゆる色

千佛や老の持ちよる出開帳

初歳一ト本まじる嫁菜哉

佳 作

味噌の香も風味あふるゝ蕨汁

山焼の跡にもたげし初歳

飛行機の菜の花曇り雲を抜く

初雷に取落したるハンドバツク

初雷に風情添へけり花見茶屋

初雷に子は父のそば母のそば

菜の花や見えかくれゆく傘一つ

菜の花や果なくつゞく偏路傘

菜の花や札所巡りのつゞく傘

初雷に太郎のほうき及ひけり

初雷に愛山のふあんやゝしばし

二山を行手に握る初歳

蕨狩りコタマに響く木こり歌

春雷や遠鳴りの儘暮れゆとる

(丈三) 早蕨や赤児の握り拳しほど

(紫川) 陽受け能き山ふところや初蕨

(浅繪) 早蕨や里のお産も一と握り

(杉堂) 初蕨都に香ひこぼしけり

(白刃) 春泥に頭もたげし菜花哉

(菊蘭嬢) 菜の花や曲道つゞく偏路傘

(杉堂) 初蕨都に香ひこぼしけり

(白刃) 春泥に頭もたげし菜花哉

(菊蘭嬢) 菜の花を抱く在蒙湯居哉

(紫川) 菜の花に悪童蝶に追されけり

(菊蘭嬢) 山路來て食事にかへし初蕨

(紫川) 早蕨や夕餉調度の尼ヶ唐

(菊蘭嬢) 菜の花に陽は暮れゆとり夕酉

(紫川) 蜂の巣を落し庭園陽のうらゝ

(杉堂) 春雷に風卷くる落花哉

(菊蘭嬢) 菜の花に陽は暮れゆとり夕酉

(紫川) 蜂の巣や石の礫にいどみ来る

(菊蘭嬢) 春雷や大阿蘇の空よな曇り

(白刃) 戦死者の遺物も飾る出開帳

(菊蘭嬢) 春雷や大阿蘇の空よな曇り

(浅繪) 五客

川 柳

琴月園雷鳴雲選並添作

(白刃)

(紫川)

(杉堂)

(淺繪)

(五城窓)

課 題 一 月

黄菜花に黄白の蝶の亂舞哉
山宿に味覺そゝるや初歳
春雷にビクリと動く猫の耳
菜の花に纏れもつれて蝶二ツ
春雷に野牛一ト聲咲返す

人

菜の花の中を流るゝ筑後川

そよ風に菜の花畠や黄金波

御開帳高祖の慈眼拜しけり

仁心や國寶佛の出開帳

菜の花や汽車を待つ間のコツア酒

初雷や海から晴るゝ朝の雨

春雷や雨となるべき雲一朶

選者追詠

開帳や松吹風も法の聲

菜の花や山ふところの文化村

初雷や海から晴るゝ朝の雨

春雷や雨となるべき雲一朶

(杉堂) 此一戦(一錢)苦戦(九錢)の候補當選(十錢)す
月給丈け亭と主は太い顔

(白刃) むつかしい規則はすべて一がつき

月給日只にこゝと妻の笑み

(浅繪) 月の宴笑ふ人あり泣くもあり

明月を座頭の妻が口惜がり

同じ月石山寺は特待遇

(雷鳴雲) 月賦服はをつて首か廻りかね

(全) 月給が四圓あがつて四九八九

(全) 出迎の弟も鞆一つ持ち

(全) 軍擴費一鴟千里で通過せり

(全) 五ツ月を袖にかくして岩田帶

(白刃)

(紫川)

(杉堂)

(淺繪)

(五城窓)

(白刃)

(紫川)

(杉堂)

(淺繪)

(五城窓)

(白刃)

(紫川)

(杉堂)

(淺繪)

(白刃)

(紫川)

戀語る二人は月に覗かるゝ

月を背に影踏んで行く二人連れ

サラリマン月賦の服で意張つて居る

成金は月の半ば妾の家

月ながめ露營にしのぶ警備隊

月よりも酒と團子がものをいひ

月一度通ふ逢瀬もたのもしい

どん死して酒のとくい一人へり

エプロンを膨れ突張十ヶ月

べづ以來などとお金を借りに来る

一人子をはらみ心棒する喜なり

一生の願いと月に二三度云い

月末を驚聲とから風流

一生をやもめで徹すすねた人

佳作

一升瓶轉らつて居る花の下

一切を天にまかする盆の上へ

来る年も月賦に苦るしサラリマン

拾内

戦線の露營の月に歌を読む

芙蓉峰はどこから見ても世界一

一生に一度とわびる酒の難

月形の映畫ファン熱を揚げ

初めての月給とある日記帳

月給が上れば借も殖へて居り

一名を君にさゝげて名を残し

月給日門にマダムのつめて居る

穴一つ目當にあせる競馬狂

一か八特配めがけ穴を買ひ

五客

敵主都落す進軍六ヶ月

かんどうへ二日宛の冬が来る

月の物ないがと里の母につげ

いやな客月のものよと藝者云い

支那事變舉國一致で銃後護り

人

(菊蘭嬢)

一生に一度は運が來るだらぶ

(全) 月賦ではないとズ、フ入り服を見せ

(春空) 新聞を放つて一トつ大欠伸

(全) 一と云ふ藝者二次會迄残り

(菊蘭嬢) 月見れば名所句ふうに筆を取り

(浅繪) 相曳盈月に見られて恥かしい

(丈三) 月の夜は逃るに惜しい長い橋

(鐵佛) 一ぽんに成つたと舞妓さはかれる

(丈三) さゝやき二人りを覗く朧月

(白双) 一二三綺羅飯食ふ能い女

(丈三) モウ一軒モウ一杯とはしご酒

(春空) 警察へ一泊の朝酔いの覺め

(白双) 赤と云ふ一字に人生暗くする

(菊蘭嬢) 膝一つ叩き今頃は半七さん

(曉雲) 月經も見ぬ娘をしいてとすかせる

(白双) いちいちに御もつともな強意權

(菊蘭嬢) 月詣り日詣り銃後護る人よ

(白双) 夕涼み橋から月に垂れかける

御無用に虚無僧一つヒュト吹き

(一雷) 一幕の惜しい處で呼電話

(一雷) 取あへず一杯と云ふ久しぶり

(鐵佛) 書置の悲戀の情死へ一零く

(杉堂) 荒はしの一等國にはじめわざ

(白双) 一(66)一

(白双) 母一人り子一人りに來る召集令

(亂星) フット吹く猫にセバート一ツ吹へ

(菊蘭嬢) ふらくと二人出て歩す月の街

(丈三) 月詣り日詣り銃後護る人よ

(白双) 夕涼み橋から月に垂れかける

(一雷) 一幕の惜しい處で呼電話

(一雷) 取あへず一杯と云ふ久しぶり

(鐵佛) 書置の悲戀の情死へ一零く

(杉堂) 荒はしの一等國にはじめわざ

(白双) 一(67)一



炭界日誌

三月二十日(日)晴

△長崎伊五島の石炭礦區は嘉穂礦業の手によつて開發されることに決定す。

△目尾炭坑に瓦斯爆發ありたると幸ひにして負傷者なし。

三月廿一日(月)雨

△燃料國策に關する衆議院各派の決議案を明日の本會議に上提することに決定す。

三月廿二日(火)小雨後曇

△若松市役所に於て礦產稅分割協議會開會。

三月廿三日(水)雨後曇

△工業クラブに於て石炭國策研究開催

△日本礦業會社株主總會に於て七千五百万圓社債募集を附議す。

三月廿四日(木)曇後雨

△若松港修築工事竣工式舉行せられ本會及本社より才津原吉賀臨席す。

三月廿六日(土)晴

△三井田中礦業所に於て永年勤續從業員表彰式舉行。△若松三池万田炭坑ガス發生翌廿六日三名死亡す。
△大阪工業會に於て燃料委員會開催。
△三井田中礦業所に於て永年勤續從業員表彰式舉行。
△三井三池万田炭坑ガス發生翌廿六日三名死亡す。
△北支那開灘礦務局の各炭坑ストライキを決行す。
△本社上京委員歸社す。
△北支那開灘礦務局の各炭坑ストライキを決行す。
△本社上京委員歸社す。

三月廿八日(月)晴

石炭聯合會理事會並に増產委員會開會。

三月廿九日(火)晴

△商工省に於て全國礦山監督局礦政課長會議開會。

△全滿の石炭運賃は五月一日より改正せらるべき旨本日鐵道總局より正式に發表せらる。

三月三十日(火)晴

△本社武内專務、山本、西本兩重役、風戸主事は鐵道省納炭關係にて本日上京す。

△若松商工會議所に於て若松港浚渫問題に關し荷主船主聯合協議會開催本社より才津原主席す。

三月卅一日(木)晴

△昭和石炭の鐵道省納炭十三年度分は五十萬屯增屯當三圓二十錢値上げ一ヶ年契約が本日成立す。

四月一日(金)晴

△日產山田炭坑は本日より一般稼働者に一割増給した。△明治礦業では從業員に總花的に昇給した。

△鞍手郡木屋瀬町星野礦業所宮ノ下炭坑主星野皆吉氏本日本會に入會された。

△昭和石炭の鐵道省納炭十三年度分は五十萬屯增屯當三圓二十錢値上げ一ヶ年契約が本日成立す。

△日產山田炭坑は本日より一般稼働者に一割増給した。

△明治礦業では從業員に總花的に昇給した。

△鞍手郡木屋瀬町星野礦業所宮ノ下炭坑主星野皆吉氏本日本會に入會された。

△昭和石炭の鐵道省納炭十三年度分は五十萬屯增屯當三圓二十錢値上げ一ヶ年契約が本日成立す。

△日產山田炭坑は本日より一般稼働者に一割増給した。

△明治礦業では從業員に總花的に昇給した。

△鞍手郡木屋瀬町星野礦業所宮ノ下炭坑主星野皆吉氏本日本會に入會された。

△昭和石炭の鐵道省納炭十三年度分は五十萬屯增屯當三圓二十錢値上げ一ヶ年契約が本日成立す。

△日產山田炭坑は本日より一般稼働者に一割増給した。

△明治礦業では從業員に總花的に昇給した。

△鞍手郡木屋瀬町星野礦業所宮ノ下炭坑主星野皆吉氏本日本會に入會された。

△忠隈炭坑落盤で一名即死。

四月七日(木)曇

△商工省にては本日より四日間本省に於て鐵山監督局長會議開催。

四月八日(金)晴

△三井の石炭液化工場は大牟田市に決定す。

四月九日(土)曇

△本社所屬炭坑の鐵道省納入炭の値段決定す。

△本社地方部會本日より五日間開催。

△小野田炭礦創立總會開會。

四月十日(日)晴

△田川郡金田町神崎昭和第三坑事業主宇津俊吉氏本日より本會に入會す。

四月十一日(月)晴

△若松港浚渫問題にて委員出縣々土木部長土肥憲次郎と會見、本社より才津原出席す。

四月十二日(火)晴

△宇部礦業本山炭礦海底坑内火事を起し廿八名死傷す。

四月十三日(水)晴

△筑豊鐵山學校石炭礦現場係員短期養成所第一期入所式舉行。

四月十四日(木)雨後曇

△九州鐵業石炭山懇話會開會鐵鋼配給自治機關設立を決定

△開灘炭坑爭議は勞資直接交渉に入る。

四月十五日(金)曇

△若松の石炭小賣人組合値上發表。

四月十六日(土)晴

△福鐵局鐵政課長心得池知正夫氏仙臺監督局鐵政課長に榮轉。

△日本鋼管が中興炭輸入再開の交渉を開始す。

互助會文藝原稿募集

△和歌 選並添作 三輪則一氏

課題一、幟

五月端午に立つる幟にして鯉幟も含むこと御承知相成度

△俳句

之は説明の要なるべし

選並添作 琴月園雷鳴雲先生

初心者ノ爲メニ故人ノ参考句ヲ表ス

△課題

(天) 氣氣樓 氣氣樓流人が匂み吸む日哉 (小刀)

(地) 夏隣 夏待つや紀の森のよし簾

(人) 接穂 見たい者花紅葉なり接穂かな(嵐雪)

(植) 薑 英から咲きそふものよ鬼薑(燕村)

琴月園雷鳴雲先生

△川柳

選並添作 琴月園雷鳴雲先生

△課題

泣笑。(嚴守のこと)

△締切日

五月十日

二、一題につき五首又は五句以内とし批評出来るよう用紙に充分餘白をあけられたらし

一、入選作(天地人)には選者より短冊を贈られます

右ノ通り互助會報五月號原稿募集致シマスカラ奮ツテ御投稿願ヒマス

互助會報編輯部



寸 行 知 識

一、紙巻煙草一本に含まれてゐる、ニコチンの分量はほまれ八、〇匁 バツト七、匁 エアシツブ六、五匁 カメリヤ

六匁 敷島五、五匁 朝日二、七匁 やよい一、五匁

酒類のアルコール含有量は ビール三一六% 葡萄酒一〇% 清酒一一一五% ウイスキー五〇一五八% ブラン

デ一四四一五五% 烧酎二五一四五%

一、買辦とは支那に於ける外國商人の代理業者又は仲立業者の事支那特有の中間商人を云ふ

一、保全會社とは大財閥が一は合法脱税に一は自己統制下の諸事業の參謀本部として創設せる同族會社の事

一、我國一ヶ年の電線製造高は約一億三千萬圓、電球は金屬製、炭素製、ガス入等合して三億三千五百萬圓

一、人體電氣測定にするライディテクター(噸發見器)が出現將來裁制等への應用が可能とされてゐる

一、保護自動車とは國產獎勵の爲陸軍から購買補助千圓、維持補助四年每五百圓を下附される國產六輪自動車の事である

一、機關銃の生命は發射速度の大なることで毎分四百發乃至六百發が普通で中には九百發に達するものもある

一、一個の懷中時計を作るには三千七百七十三回の操作を要してゐる、さすがに精巧な譯だ

一、懷中時計のチカくと刻む音は一秒間五ツ一分間三百が正確でそれより一つ多いか少ないかすれば一日には四分四十八秒の狂ひが出る不正確な機械である

一、外貨動員とは國際收支のギャップを埋める爲の非常手段で邦人所有の在外資金を賣却させて支拂に充てること、我國にも近く之が到來しさうだ

一、帝國新議事堂に使用の鋼材と捕鯨船第二圖南丸に使用の鋼材總重量は等しく九千八百噸である

編 輯 後 記

家總動員法案、電力管理法案、農地法案等
々政府提出の重要法案八十六件が全部通過
したが、總動員法案にしても電力管理法案
にしても、政民兩黨は積極的に賛成したの
ではない。事變下の壓力に押されて嫌々な
がら贊意を表したに過ぎない。

互助會報・第三卷・第四號		
購	一 冊	金參拾錢 郵稅共
讀	半年分	金壹圓八拾錢同上
料	一年分	金參圓六拾錢同上

料金は前金の事
昭和十三年四月十七日印刷納本
昭和十三年四月二十日發行

若松市本町二丁目
石炭礦業互 助會
發行人 吉田 風戸 道康
編輯人 若松市堺町三丁目
印刷人 吉田 万造
若松市本町二丁目

東洋永遠の平和確立の礎石として北支、
中南支、滿洲の各地に護國の華を散つた殉
忠の英靈を祀る靖國神社臨時大祭第二日の
儀は、昨二十六日畏々と莊嚴に執り行はれた。
前日の春雨カラリ晴れ大氣澄みわたる
絶行の行幸日和にして、天皇陛下には、
臨時大祭委員長御先導、陸海兩相共從で祓
所に進御御手水御修祓、終つて宮司御先導
兩大臣共從し奉つて本殿に進御、宮司御玉
串を侍從長に傳進、侍從長これを奉り
陛下御拜畏くもじばし御默禱、この時正に
午前十時十五分にして、全國民一齊に遙拜
默禱を捧ぐ、其の赫々たる勳功は永く史乘
に活動して萬世不滅の好鑑たるべく、一死
の光榮何物か之に如かん。

×
戦時体制下に開會された這般の第七十三
議會は、未曾有の大豫算も無事通過し、國

願ひして擗筆す。(四月廿七日白刃生)

發行所 石炭礦業互 助會

電話 [長四〇六七九一六番] 営業部

若松市本町二丁目

若松市堺町三丁目
石炭礦業互 助會
發行人 吉田 風戸 道康
編輯人 若松市堺町三丁目
印刷人 吉田 万造
若松市本町二丁目

電話 [長四〇六七九一六番] 営業部

礦山用諸機械

コールカツタ
捲揚機
ドリルシャブナ
ピツクシャブナ
送風機
圧縮機
ポンプ



日立製作所

東京丸ノ内・福岡市天神町

昭和十三年四月七日第三種郵便認可
(毎月一回二十日發行)

石炭鑛業互助會報

發行所 若松市本町二丁目

石炭鑛業互助會